

第3章 保存管理計画

1. 保存管理の現状

(1) 外観

本建物は、煉瓦造2階建てで、屋根は切妻造りの大波型鉄板葺き、越屋根を2ヶ所設けている。平面は、115.4尺(34.969m)、梁間49.5尺(15.0m)で、東西隅の柱間は17.2尺、その他は16.2尺となっている。また、本建物の煉瓦は、長手221ミリメートル、小口106ミリメートル、厚さ61ミリメートルのものを使用している。建物の高さ寸法は、隅柱の石の高さを0.9尺(273mm)として煉瓦は4段でこの高さとし、残りは目地で調整を行っているものと推定される。

正面出入口は、建物西側妻面の中央部分に石段を設け、間口3メートルの両開き扉の上に半円アーチガラス窓をのせている。また、建物の各面の柱間には上部半円アーチ窓の大きな腰窓を配し、その上部は2連半円アーチの高窓を設けている。

北面中央には、重量物積降クレーン設置(昭和42年)のために改修した出入口があり、東面には、昭和33年以前に設置したと思われる2階配電盤室出入口がある。

屋根の現状は、亜鉛鍍鉄板(トタン)であったことが古図面の記載から読み取れる。現状使用される鉄板は、8尺(2424mm)×2.55尺(773mm)、一山の間隔が2寸5分(76mm)の波形で2山重ねの釘打ちとなっている。また、屋根の一部は、昭和33年以降に明かり取りのために樹脂製のものに葺き替えられている。



写真3-1 建物外観 北西面



写真3-2 建物内部 西面



写真3-3 北面中央出入口



写真3-4 屋根 西から東を望む



写真 3-5 波形鍍鉄板葺



写真 3-6 樹脂製波形

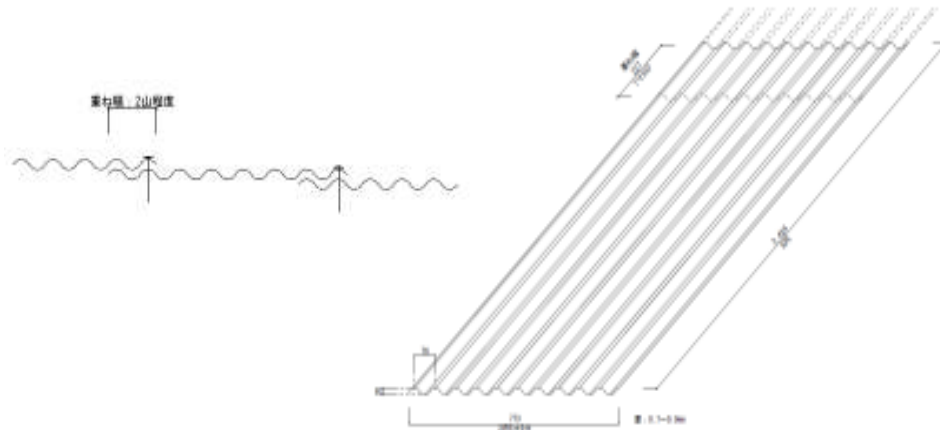


図 3-7 現状鍍鉄板詳細図

(2) 内部

建物内部は、北西隅に事務室を置き、東側 1 階を高圧室、2 階を配電盤室としている。また、南西隅の地下階は、特別高圧室として使用した。建物中央部分は、タービン室として当初は発電機 2 台、その後の出力増加に伴い 3 台とし、更に変電所に用途を変えた際に南東に位置する第二水車発電機を残して周波数変換機へと取り替えられた。また、機械下には基礎を造り、その周辺は縞鋼板を敷き詰めている。縞鋼板は当初と後補が混ざって



写真 3-7 2 階配電盤室からタービン室を望む

おり、その形状から機械の変遷を推測することができる。当初縞鋼板はドイツのブルバツハ社 (BURBACH) のものであり、その多くが現存する。地下パイプは当初、水圧鉄管を 2 本引込み、それを地下で U 字に繋ぐ計画としていた。しかし、鉄管が 1 本となったため現状の形になり南側に開けた開口を一つ塞ぐ形となった。

また、正面出入口は、特別高圧室の変遷に伴って床板を撤去、増設しているため当初と後補材が混在している。

室内の北と南の壁は、柱型を現し、それぞれの柱間に半円アーチのガラス窓を配して

いる。その上部にはクレーンのレールが取り付けられ、オリジナルのクレーンが今も残る。更にその上に2連半円アーチ窓を設けている。また、西側妻面も同じように半円アーチの腰窓と2連半円アーチ窓を設け、壁中心の上部に丸窓を配している。各面の壁の仕上げは、当初漆喰塗りとしており、その後の改修でペンキ塗りによる化粧直しが施されている。なお、このペンキ塗りは複数層確認できるが、塗り替えられた時期については定かではない。小屋組は、L型アンクルによるトラスでペンキ塗りが施されている。

(3) 各室について

事務室は、北面、西面は建物内壁をそのまま使用しているため、腰壁モルタルペンキ塗りで、壁は漆喰ペンキ塗りとしている。東面と南面は、内部に間仕切り壁を建てて部屋としており板張りにペンキを塗っている。天井は、有孔板張りとしている。当時は、機械音がひどかったようで建物の外に事務室を移設して欲しいと要望があがっていた。



写真 3-8 事務室南西面



写真 3-9 事務室北面

1階高圧室は、モルタルペンキ塗りで一部、縞鋼板が敷かれている。また、腰壁モルタルペンキ塗りで、壁は漆喰ペンキ塗りとしている。天井は、H形鋼を等間隔で東西方向に掛けてその間をアーチ形としている。天井からは、ケーブルラックをぶら下げる。現在は、入口脇に回転変流機用変圧器を置いているが、これは近年、仮置き場として置いたもので当初は、別の場所にあったとされている。また、北東隅に洗面器が設置してあるが、いつ設置されたかは不明である。



写真 3-10 高圧室東面



写真 3-11 高圧室天井



写真 3-12 回轉變流機用変圧器



写真 3-13 北東隅の洗面器

2階配電盤室は、昭和35年に床が増築され、階段が設置されて現在の姿となっている。床は、モルタルペンキ塗りで一部、ビニル床タイルが張られている。西面は全面ガラス窓とし、タービン室が見渡せるようになっている。壁は、漆喰ペンキ塗りで、天井は化粧ボードを張っている。また、北面には、第二水車発電機の監視盤が残っている。



写真 3-14 配電盤室 2階南から北を見る



写真 3-15 配電盤室 2階西面



写真 3-16 配電盤室 2階へ上がる階段



写真 3-17 第二水車発電機の監視盤

地下の旧特別高圧室は、発電機増設に伴って天井板（タービン室の床）が撤去されて現在のよう形式になったと推測される。また、現在は、機械は撤去されているが当初は、変圧器など多くの機械が設置されていたことが古図面から推測されるが、痕跡等は確認できていない。また、現在の木階段は、その形状や材の劣化があまり進んでいない様子から、後補材と推測される。



写真 3-18 旧特別高圧室 北面



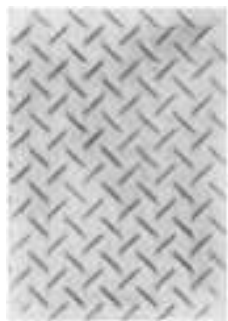
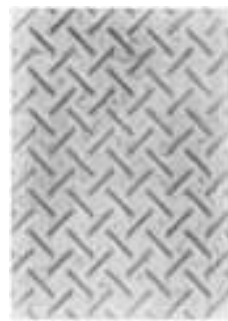








写真 3-19 旧特別高圧室 階段

(4) タービン室床の縞鋼板と機械について

縞鋼板は、数種類のものがあり、今回、縞鋼板の種類から機械の変遷を追えるのではないかと考えて各縞鋼板の拓本を採取した（表 3-1）。鋼板の突起のパターンは、菱形のものと現在でも多く見られるリブー山と三山の大きく二通りに分かれている。これらの縞鋼板に記号を付け、種類別に色分けし配置図（図 3-2）を作成した。縞鋼板 A、B、第二水車発電機は菱形であり、鋼板を受ける鋼材には、ドイツのブルバッハ社 (BURBACH) のロールマークがあることなどから創建当初の鋼板である可能性が高い。また、C はバルブの撤去、その他の縞鋼板に関しては発電機撤去及び周波数変換機設置に伴って更新されたと考えられる。これら縞鋼板は、当初のものが多く残ることと、機械と密接に関係していることから文化財的価値は高いと考える。

表 3-1 縞鋼板一覧表

				
A	B	C	D	E
				
F	第二水車発電機	FC1	FC2	FC3

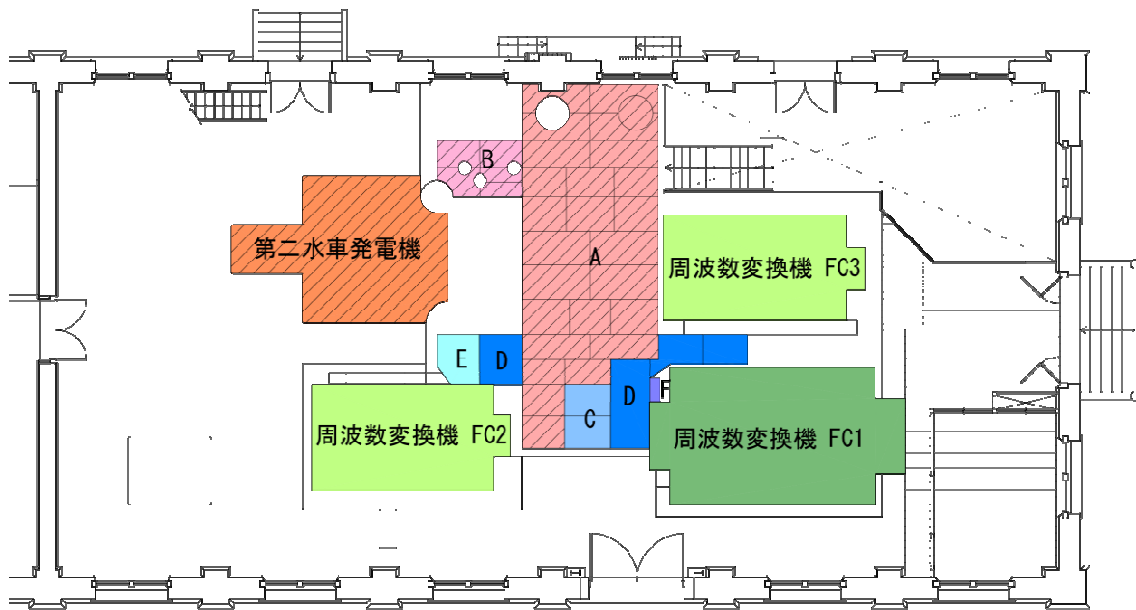


図 3-2 編鋼板配置図

(5) 水圧鉄管について

機械下の地下部分は当初、水圧鉄管を 2 本引き込み U 字に繋ぐ計画としていた。しかし、鉄管が 2 本から 1 本になったため、現状の J 字になり建物南側に開けた開口を一つ塞ぐ形となった。

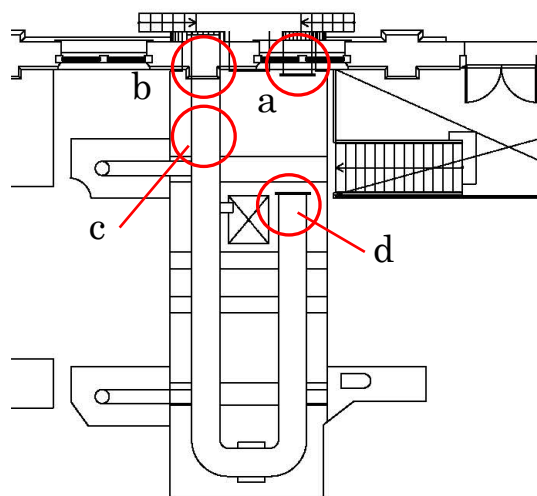


図 3-3 鉄管配置図



写真 3-20 a 部



写真 3-21 b 部



写真 3-22 c部



写真 3-23 d部

(6) 痕跡について

本建物は、機械の増加等に伴って部屋の形状、開口部の変更等を行っている。それらの変遷について痕跡を下記に記載する。

ア. 2階配電盤室増築

昭和 35 年に 2 階部分の西側の床を増築して壁を建てて部屋とした。床は当時の踊り場部分を増設し、壁にはガラス窓を全面に設けて階下の様子がうかがえるようにして、南側に階段を設置した。なお、階段は、当初取り付けていたものを転用している。



写真 3-24 古写真



写真 3-25 現状写真



写真 3-26 当初階段踊り場



写真 3-27 当初階段痕跡



写真 3-28 当初階段の転用



写真 3-29 階段詳細

イ. 事務室の開口について

事務室は、当初東側に扉と窓が 2 つあったが、後世の改修により現在の板張りとなったものと推定できる。建具があったと思われる箇所の板張りは他の板より新しいことが目視で確認ができる。また、部屋内側の板張りが一部剥がれており、そこから鴨居が確認できることから当初は、窓であったことが判明した。



写真 3-30 事務室東側壁面



写真 3-31 当初鴨居

ウ. 旧特別高圧室

旧特別高圧室は、大正 12 年の第三水車発電機設置により変圧器が増設されることになり天井（1 階床板）が一部撤去された。その後、昭和 41 年の周波数変換機 FC3 設置に伴って壁が増設されて、現状の形状になったものと推定される。



写真 3-32 FC3 (左側) と旧特別高圧室



写真 3-33 旧特別高圧室 後設壁

エ. 越屋根

昭和に入り換気と明かり取りのために越屋根が増設される。増設時期の確定はできないが、古写真から昭和 5 年～26 年の間に取り付けたと推測できる。また、この越屋根は、古図面では昭和 26 年の設計になっているが、戦前の写真ではすでに延長増設されているのが確認できることから、増設時期は昭和 12～20 年の間と推測できる。

また、屋根目視調査では、材を繋いだ痕跡が確認できた。



写真 3-34 東側越屋根



写真 3-35 越屋根延長増築痕跡

オ. 南西開口部

当初、この開口部は、石階段を設置していた痕跡が残っている。ただし、この内部は、当時、特別高圧室として地下に機械を置いていたので 1 階から出入りしていた痕跡が確認できない。



写真 3-36 南西開口部階段跡

カ. 付属棟

南面の東から 3 番目の開口部に屋根を設置していた痕跡が残る。詳細は不明だが、付属棟の下屋か連絡通路のようなものを設置していた可能性が高い。また、今回、構造調査で南東角にコンクリート土間と排水溝とその蓋が確認されている。これは当初、便所

があった場所でその遺構だと推測できる。今後は、調査を進めて詳細を明らかにする必要があると考える。



写真 3-37 南東開口部 屋根取付き跡

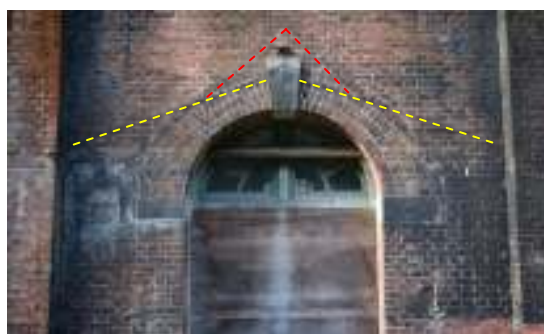


写真 3-38 南東開口部 屋根取付き詳細



写真 3-39 付属棟遺構

キ. 東側 2 階外部階段

東側外部階段（配電室 2 階）は、昭和 33 年の古写真で確認できるので、設置はそれ以前と考える。また、この階段の下部はダクトになっているようで、川を越えた対面側には当初設置されていたと推測されるカルバートの痕跡が残っている。



写真 3-40 東側外階段



写真 3-41 対面側の配線用カルバート跡

ク. 地下孔

建屋の地下部分には機械の電気配線を通した電線孔、機械に給排気をするための風洞及び水力発電に使用された水を放水する排水路の三種類の孔が掘られている。各孔の位置を図 3-4 に示し、各孔の現状と変遷を記載する。

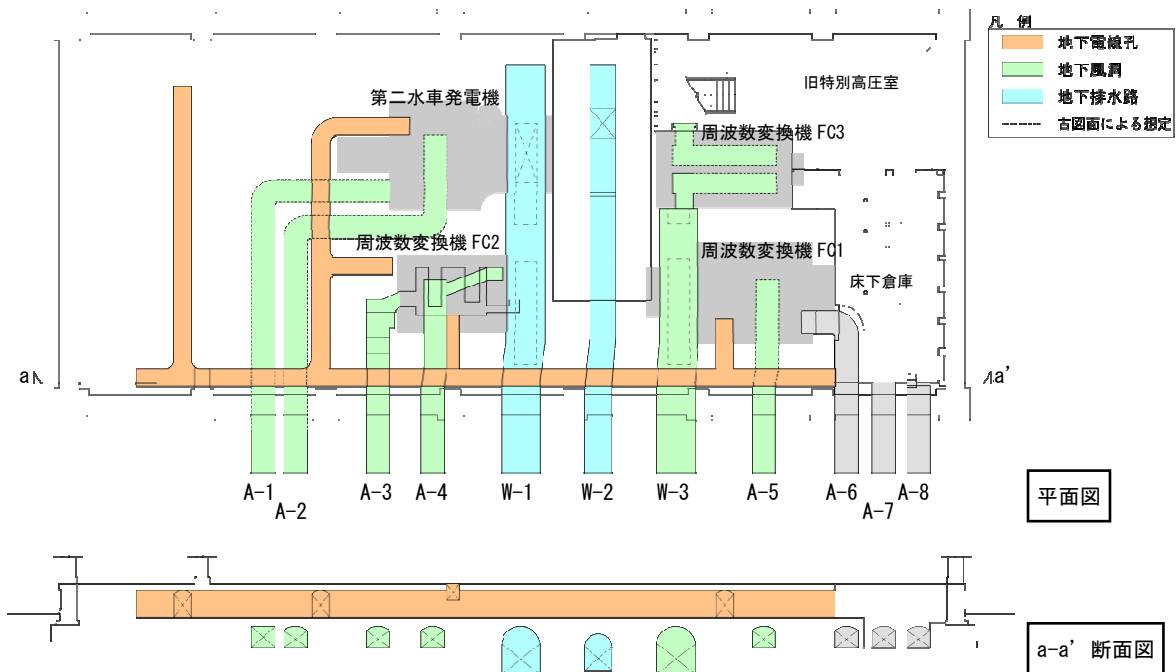


図 3-4 地下孔位置図

① 電線孔

電線孔は三種類の孔の中で最上部に位置し、高圧室、地下倉庫及び発電機等の各機械を結んでいる。排水路よりも上部に設けられているのは、漏水による漏電を防ぐためであると考えられる。また、孔の大きさは幅 690 ミリメートル、高さ 1,000 ミリメートルほど、上部はアーチ状であり、内部各面はモルタル仕上げ、壁面には電線を掛けるフックが一定間隔で設置されている。現在も一部の電線が存置されたままの状態である。



写真 3-42 電線孔内部の様子

② 風洞

風洞は当初、発電機の給排気するためのものとして設置され、一機あたりに給気用と排気用の 2 本が必要であった。当初計画では 4 台の発電機を設置する予定であったため、8 本(A1～A8)の風洞が石垣に掘られており、足谷川の対岸からも確認することが出来る(写真 3-43)。孔の大きさは幅 900 ミリメートルほど、高さ 800 ミリメートルほど、上部はアーチ状であり、内部壁面はモルタル仕上げである。写真 3-42 のように風洞及び排水路の一部には石垣から入って 3.5 メートルほどの所で多少屈折しているものがあるが、これは建屋よりも先に石垣を造ったことによる施工時期のずれから生じたものであると推測される。また、第一、第三水車発電機をそれぞれ周波数変換機 FC2、FC1 に入れ替えたことにより機械の給排気位置が変更され、それに伴って風洞の位置も変更されている。

現在、第二水車発電機に接続されていると思われる A-1、A-2 は、動物などの侵入を

防ぐために石垣の口をコンクリートで塞いでいる。そのため内部は確認できていないが、第二水車発電機は当初のものであることから、創建当時の孔が当初のまま残っていると推測される。

A-3、A-4は当初、第一水車発電機に接続されていた。機械は第一水車発電機から周波数変換機FC2へと入れ換えられたが、風洞は一部を研るなどして機械に合わせ、再利用している。

A-5、A-6は当初、第三水車発電機に接続されていた。第三水車発電機を周波数変換機FC1へと入れ換えた際に、A-6は機械の手前で封鎖され(写真3-45)、代わりに排水路として使用されなくなったW-3と接続させることでW-3をFC1の排気用の風洞とした。

A-7、A-8は4台目の発電機と接続される予定であったが、計画が変更され、4台目は導入されなかったために風洞として使用されることはなかった。現状A-7は床下倉庫に接続され、A-8は煉瓦で封鎖されている(写真3-46)。

周波数変換機FC3の風洞は給気口を旧特別高圧室内に設け、排気口は使用されなくなったW-3に接続させることで確保している。



写真 3-43 足谷川の対岸から石垣を見る



写真 3-44 A-4 内側から外部を見る



写真 3-45 A-6 が封鎖されている様子



写真 3-46 A-8 石垣側から内部を見る

③ 排水路

排水路は石垣の中央に3本設けられている。そのうちW-1とW-3は、当初、発電機のペルトン水車に噴射した水を足谷川に放水するために設けられたものである。しかし、W-3は第三水車発電機を廃止し、周波数変換器FC1、FC3を導入する際に水を使用する必要がなくなり、FC1、FC3の排気用の風洞へと用途が変わった。W-1、W-3の形状は

幅 1.5 メートルほど、高さ 1.9 メートルほど、W-1 奥行 16 メートル、W-2 奥行 10.3 メートルで、上部はアーチ状となる。また、第二水車発電機と重なる箇所は一段高くなり、上部にペルトン水車が設置されている状態を見ることができる(写真 3-47)が、発電機から周波数変換機に取り替えられた FC1、FC2 の部分はコンクリート基礎を設置するために封鎖されている(写真 3-48)。内部の各面は防水塗装が施され、一部は鉄板が貼られている(写真 3-49)。この鉄板は鉄管の直下に貼られていることから、水圧により内部が浸食されるのを防ぐために設けられていると推測される。

中央に位置する W-2 は、水圧鉄管の直下に位置することから水圧鉄管の水を抜く際に使用したと考えられる。排水路の形状は、上部アーチ状、石垣部分と建屋部分で孔の大きさが異なる。石垣部分では幅 1,060 ミリメートル、高さ 1,440 ミリメートル、建屋部分では幅 1,020 ミリメートル、高さ 1,780 ミリメートルとなり、奥行きは 16.1 メートル、途中に高さ 1,400 ミリメートルの煉瓦塀が設置されている。



写真 3-47 W-1 上部のペルトンを見上げる



写真 3-48 W-3 を石垣側から内部を見る



写真 3-49 W-1 を石垣側から内部を見る



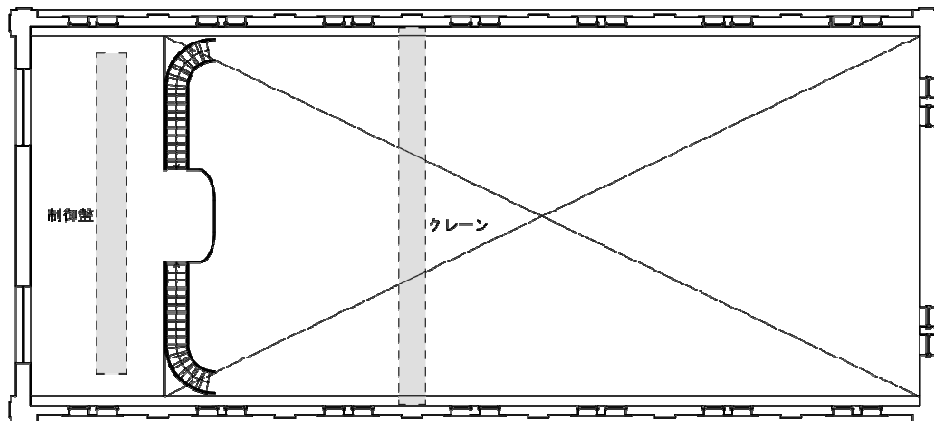
写真 3-50 W-2 内部の煉瓦塀

(7) 建物変遷図

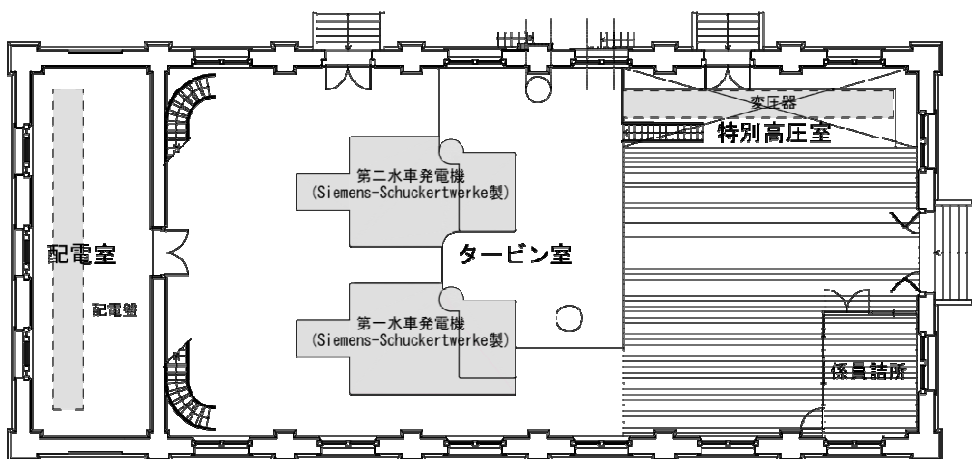
本建物の現状、古写真や古図面、また、聞き取り調査、痕跡調査などから変遷図の作成を行った。変遷図は、創建時から送電を停止した昭和 52 年までの 65 年間を対象として以下の 3 つの時代に分けて作成した。

- ① 創建当時
- ② 第三水車発電機を設置した大正 12 年
- ③ 送電を停止した昭和 52 年

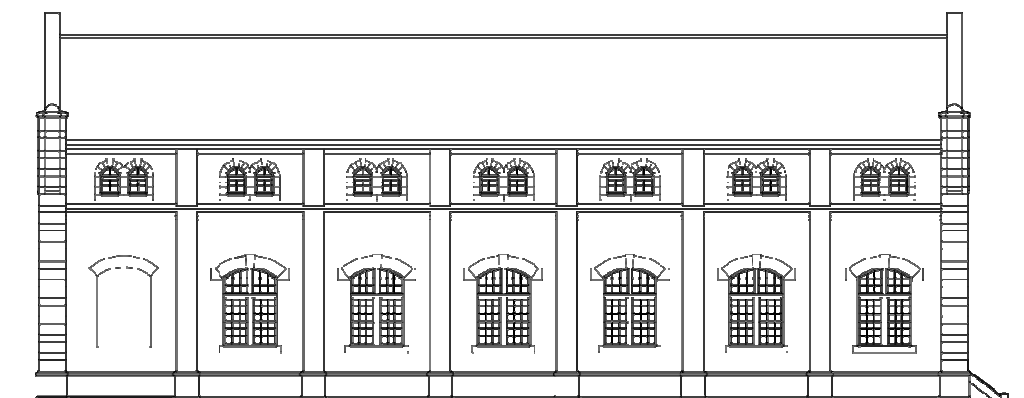
① 創建当時



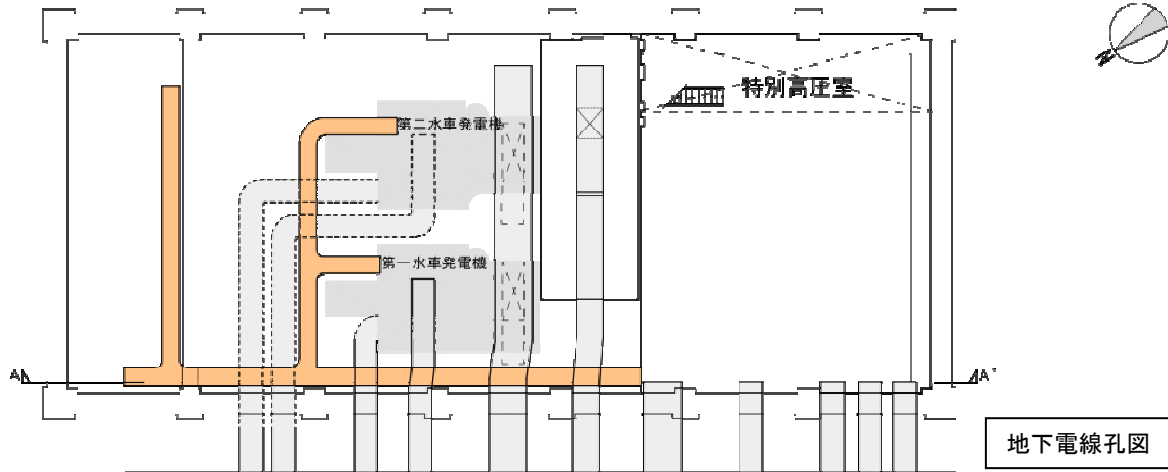
2階平面図



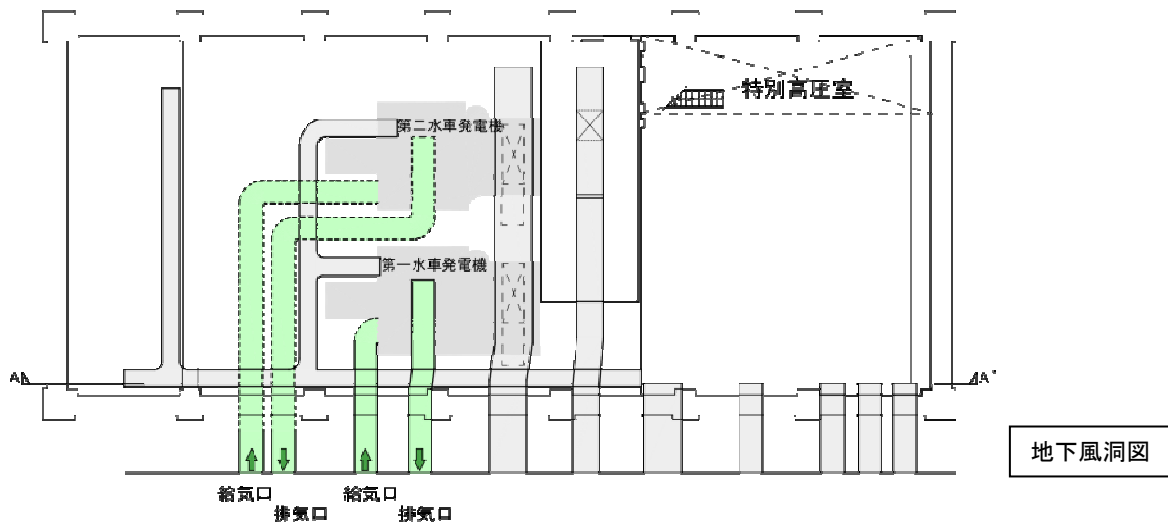
1階平面図



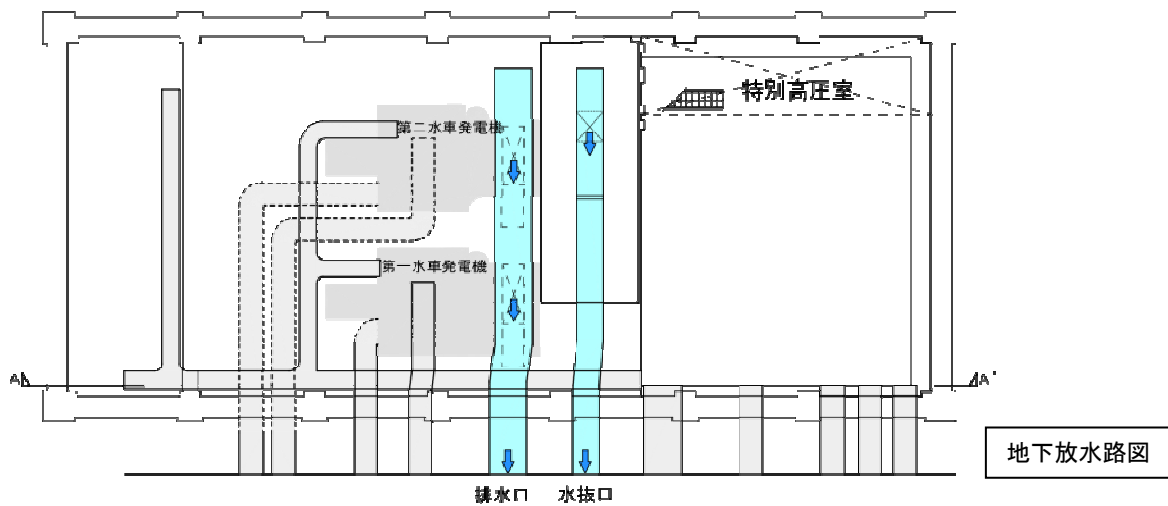
北立面図



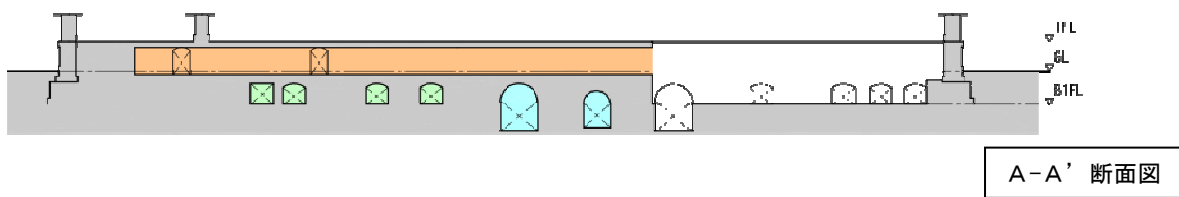
地下電線孔図



地下風洞図

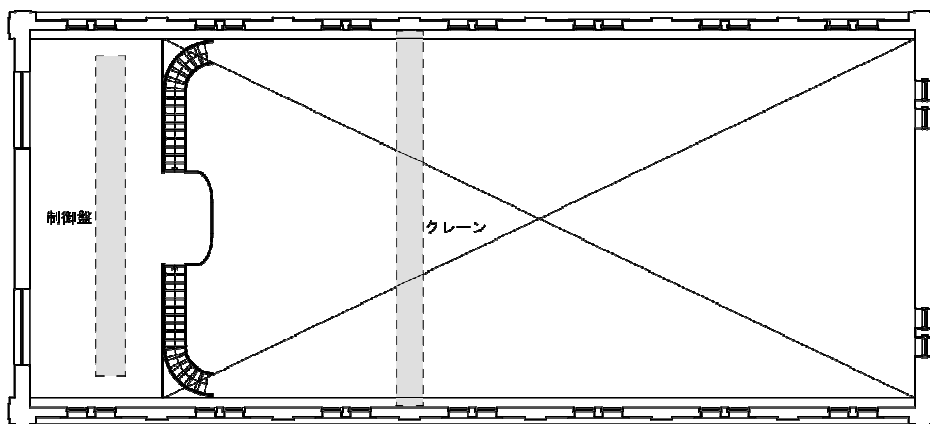


地下放水路図

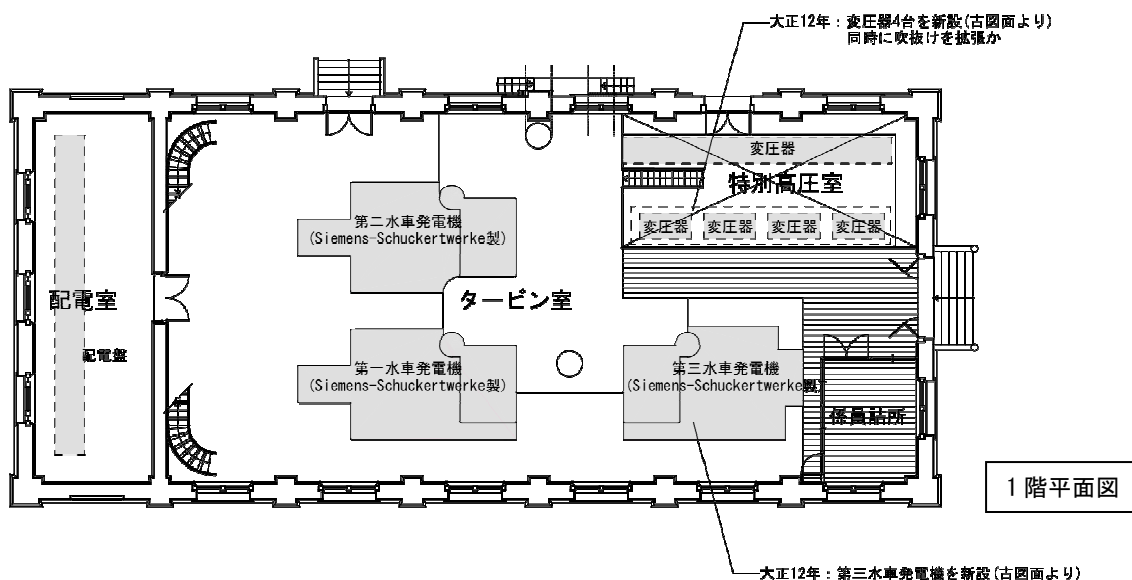


A-A' 断面図

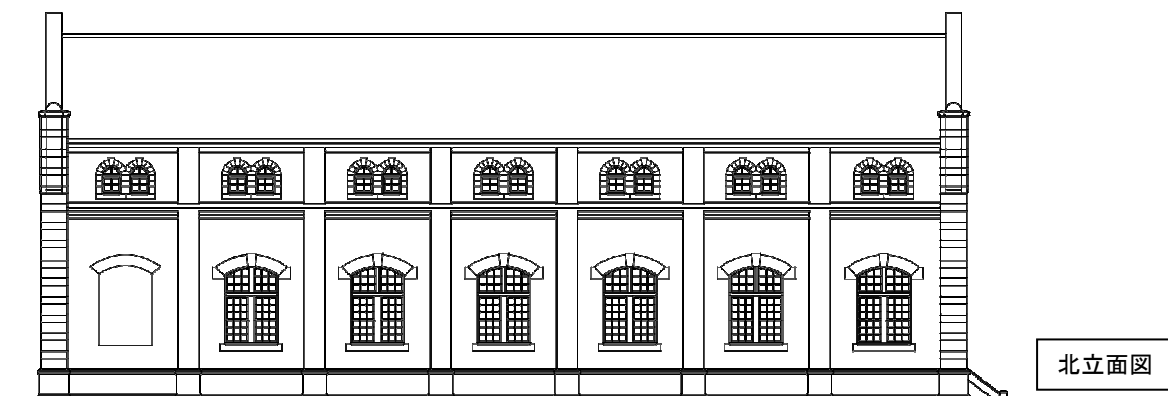
② 大正 12 年



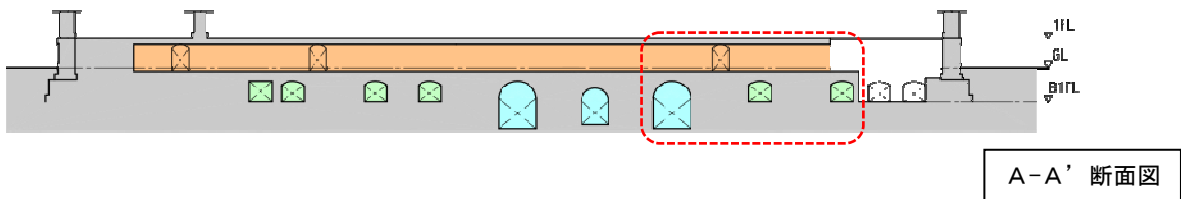
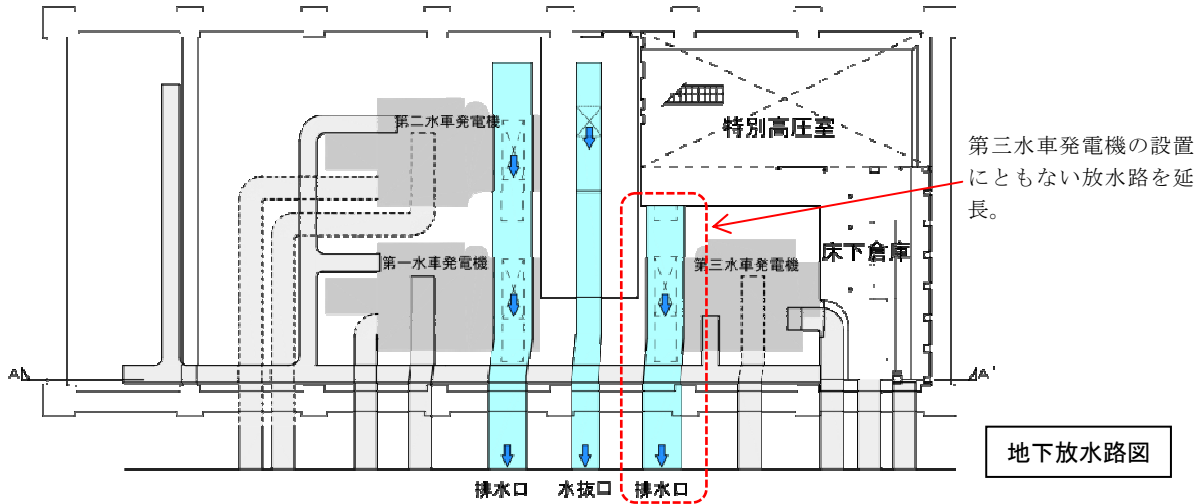
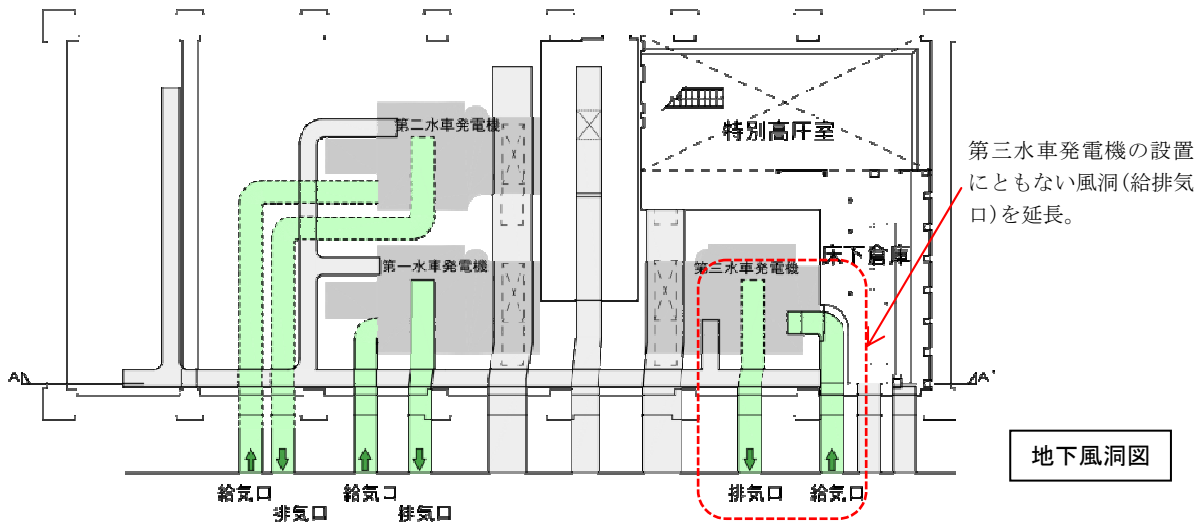
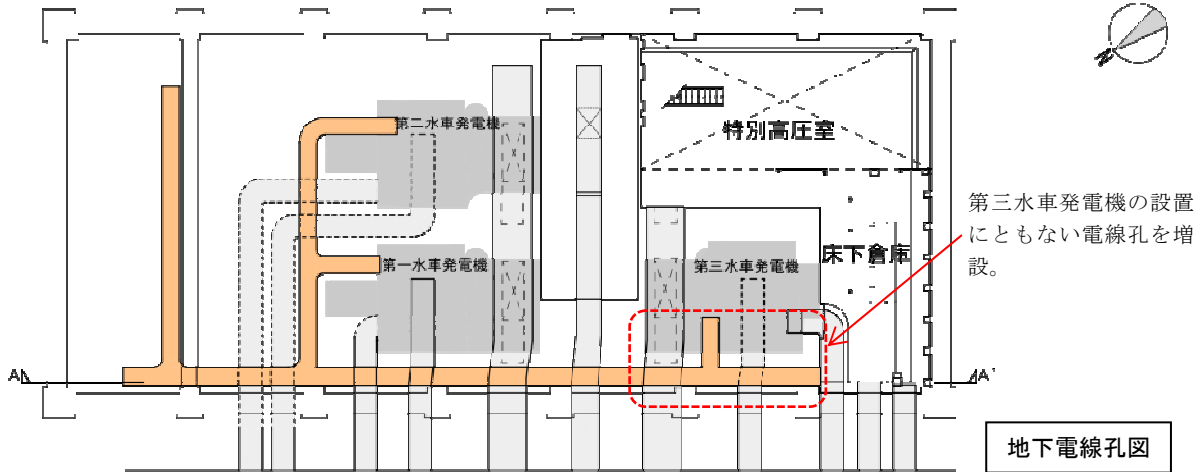
2 階平面図



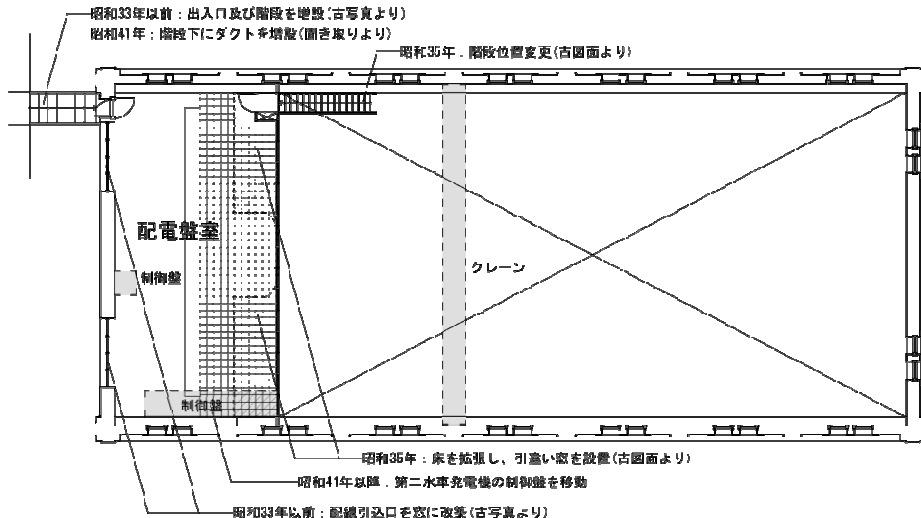
1 階平面図



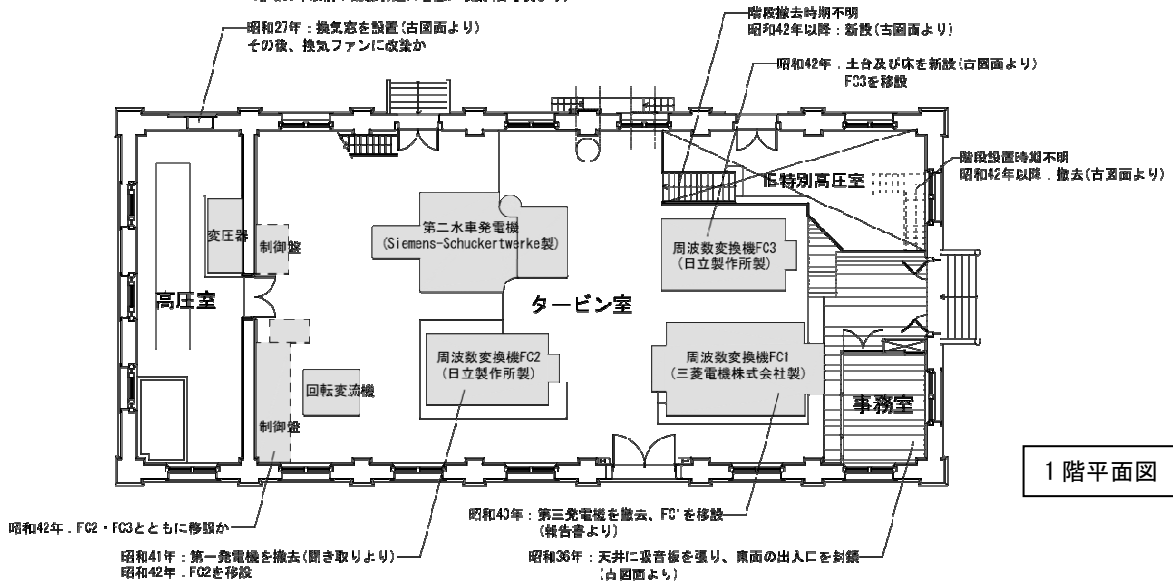
北立面図



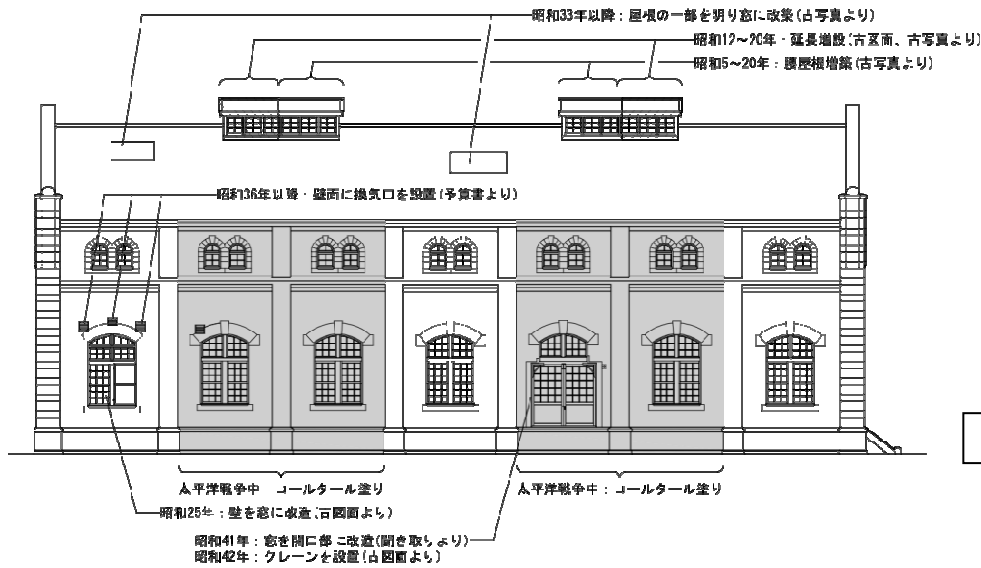
③ 昭和 52 年



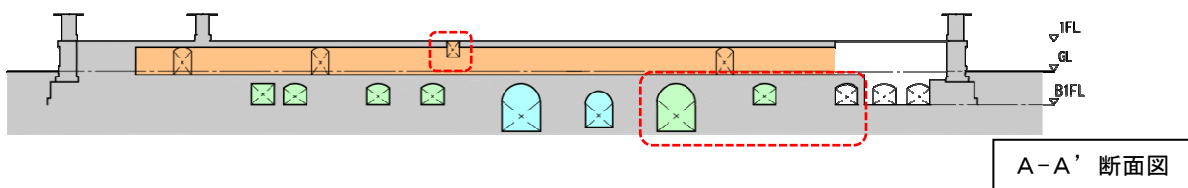
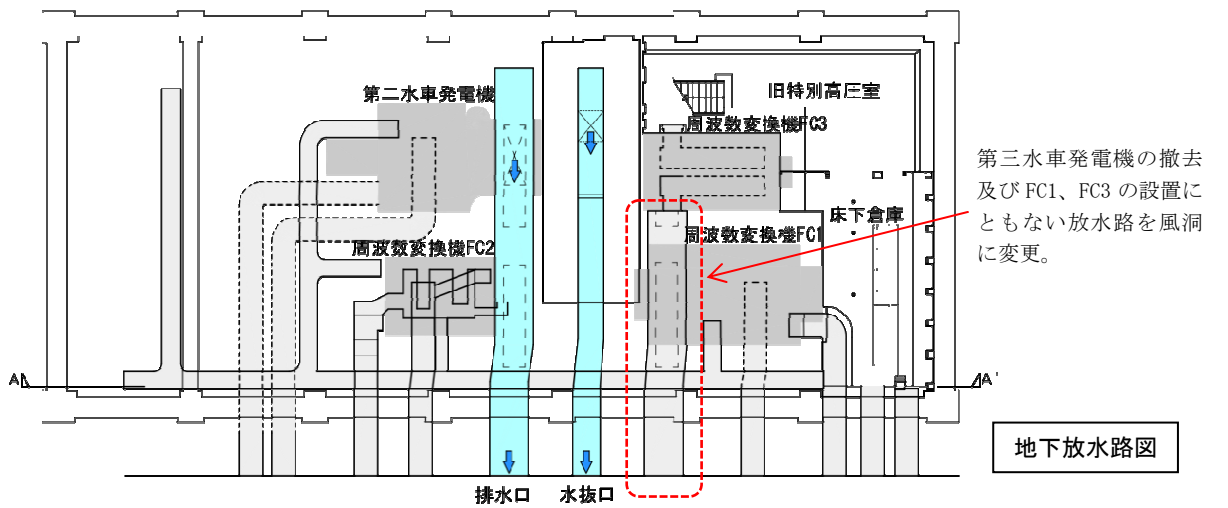
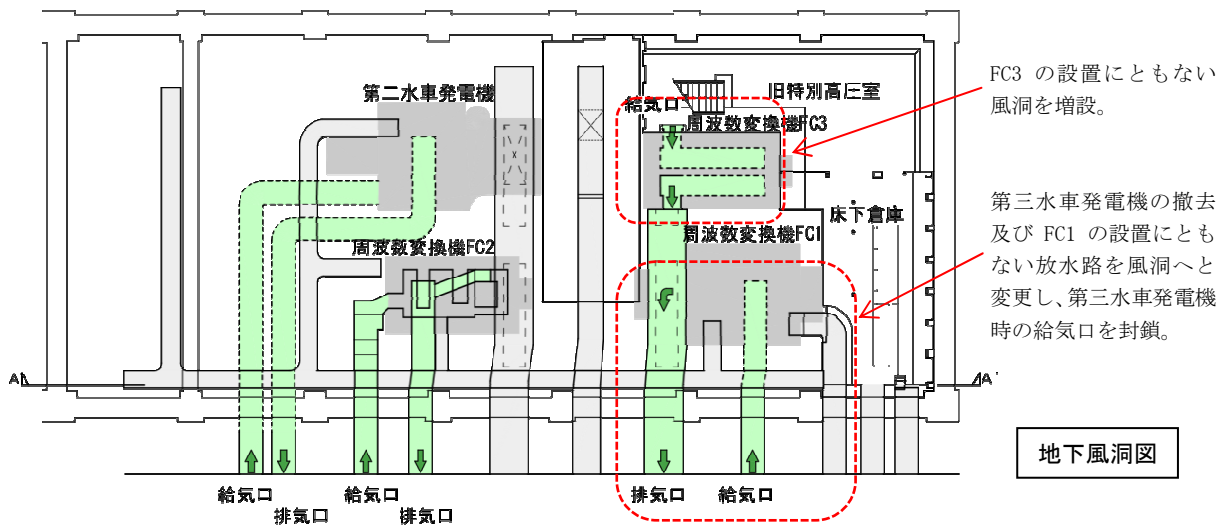
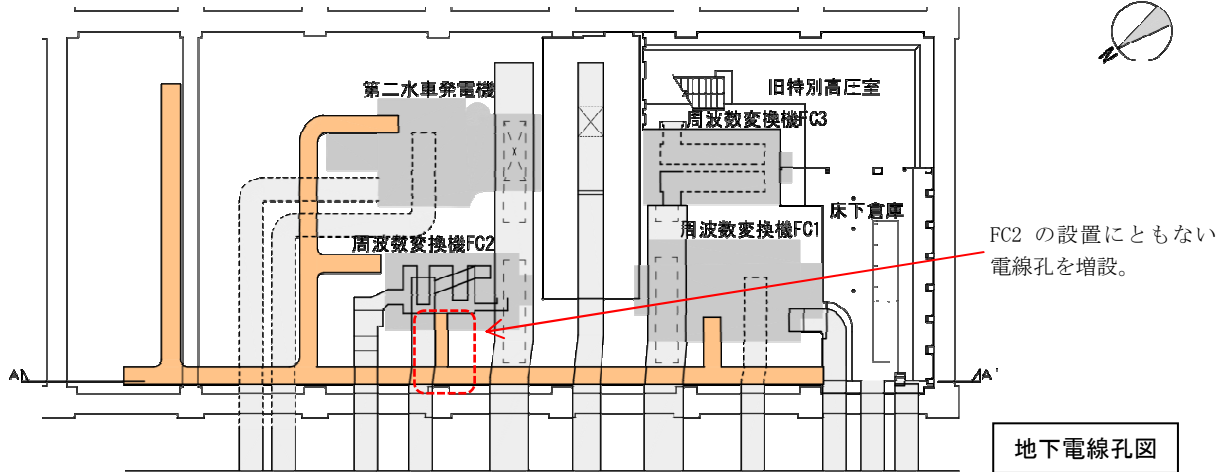
2階平面図



1階平面図



北立面図



(8) 機械

ア. 発電機関連



1-1 第二水車発電機

- ①機能：発電機
- ②製 年：明治 43 年（1910 年）
シーメンス社製（ドイツ）
- ③設置年：明治 45 年（1912 年）



1-2 遠心调速機

（油圧式 hidro ガバナー）

- ①機能：第二水車発電機用遠心調
速機
- ②製 年：明治 43 年（1910 年）
シーメンス社製（ドイツ）
- ③設置年：明治 45 年（1912 年）



1-3 第二水車発電機用監視盤

- ①機能：第二水車発電機用監視盤
- ②製 年：明治 43 年（1910 年）
シーメンス社製（ドイツ）
- ③設置年：明治 45 年（1912 年）

イ. 周波数変換機関連



2-1 周波数変換機 FC1

- ①機能：周波数変換機
- ②製造：昭和5年（1930年）
三菱電機株式会社
- ③設置年：昭和41年（1966年）



2-2 周波数変換機 FC2

- ①機能：周波数変換機
- ②製造：大正14年（1925年）
日立製作所製
- ③設置年：昭和41年（1966年）



2-3 周波数変換機 FC3

- ①機能：周波数変換機
- ②製造：大正14年（1925年）
日立製作所製
- ③設置年：昭和41年（1966年）



2-4 周波数変換装置制御盤

①機能：周波数変換装置制御盤

②製造：昭和5年（1930年）

三菱電機株式会社

大正14年（1925年）

日立製作所製

③設置年：昭和41年（1966年）

ウ. 回転変流機関連



3-1 回転変流機

①機能：回転変流機

②製造：昭和4年（1929年）

住友別子鉱山株式会社新居浜製作所

③設置年：不明



3-2 回転変流機用制御盤

①機能：回転変流機用制御盤

②製造：昭和4年（1929年）

住友別子鉱山株式会社新居浜製作所

③設置年：不明



3-3 回轉變流機用変圧器

①機能：回轉變流機用変圧器

②製造：昭和4年（1929年）

住友別子鉱山株式会社新居浜製作所

③設置年：不明

エ. 総合出力監視盤



①機能：監視盤

②製造：不明

③設置年：不明

オ. 天井クレーン



①機能：15トン手動起重機

②製造：不明

③設置年：明治45年（1912年）

カ. 回轉變流機用変圧器



- ①機 能：変圧器
- ②製 造：不明
シーメンス社製（ドイツ）
- ③設置年：不明
第三水車発電機導入時から特別高圧室で使用されていたものと推定する。

キ. 主弁



- ①機 能：水圧調整弁
- ②製 造：フォイト社（ドイツ）
- ③設置年：明治 45 年（1912 年）

(9) 敷地内変遷図

敷地内の付属建物や門、塀については、古写真や古図面、予算要望書などから変遷を推測することができた。これらの資料からは明確な年代が追えなかったが、創建時から現在まで順を追って敷地内変遷図を作成し、以下に記載する。

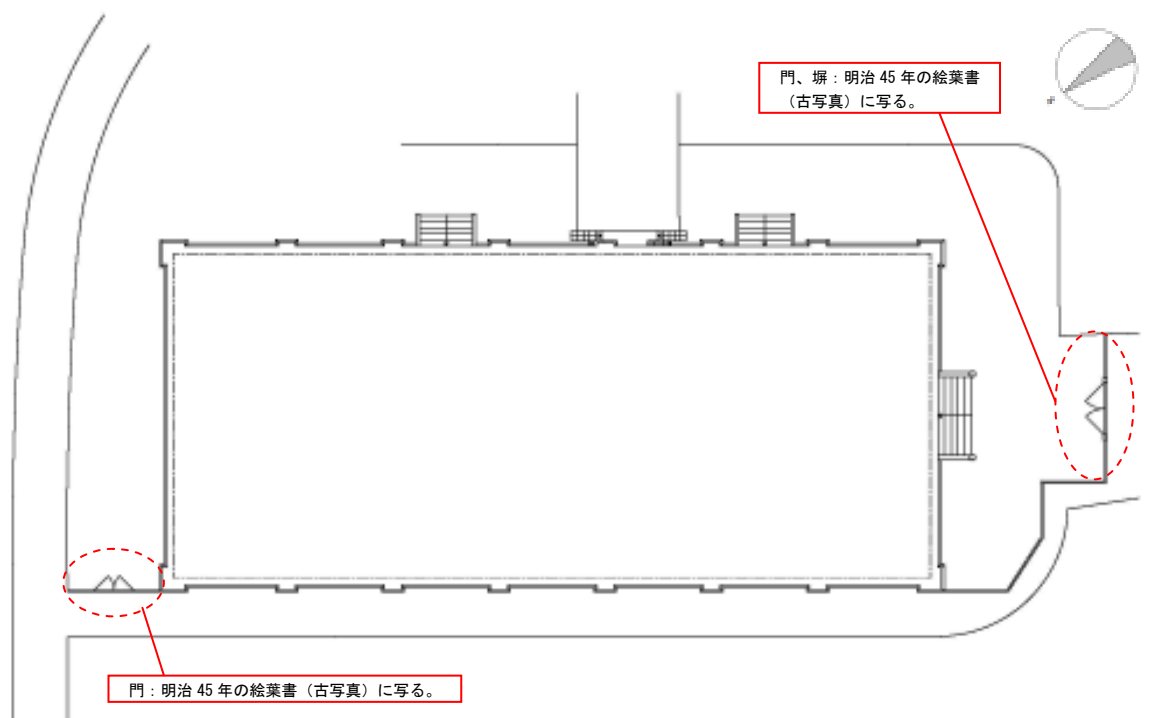


図 3-5 創建当時の敷地図

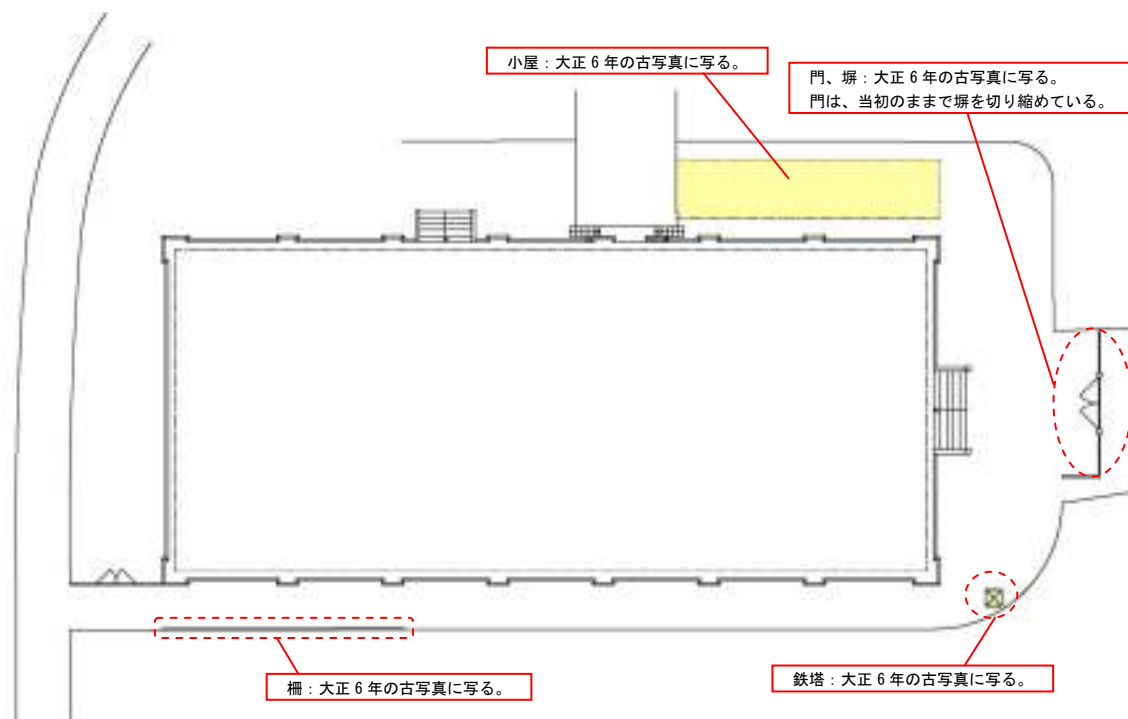


図 3-6 大正時代の敷地図

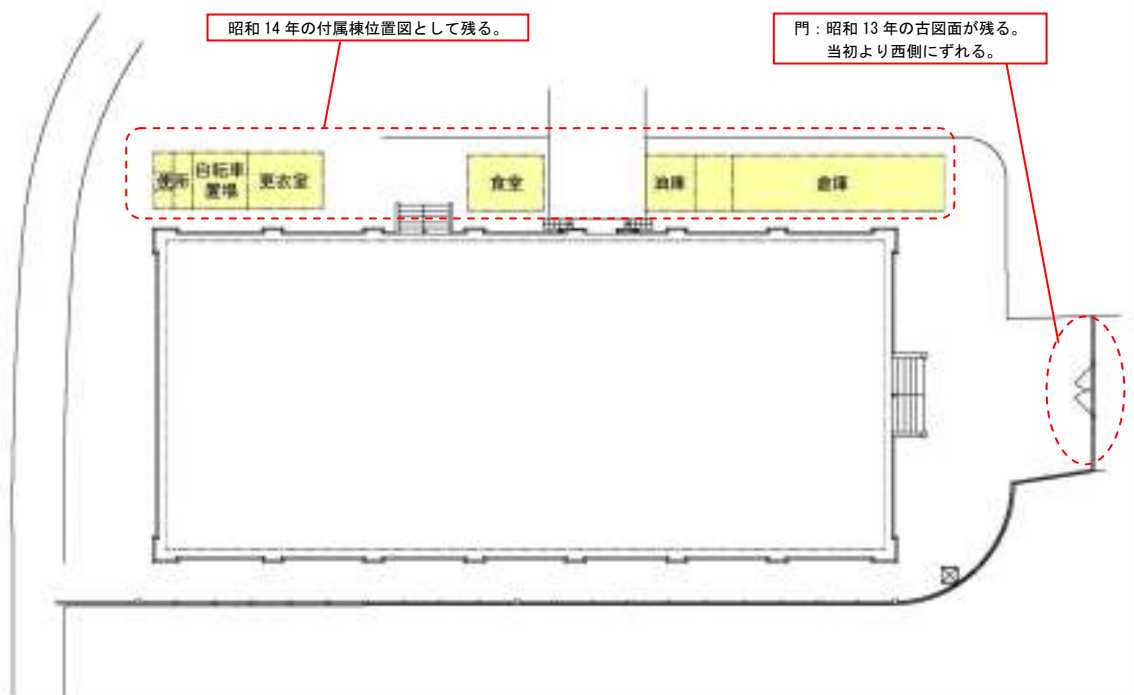


図 3-7 昭和12~14年代の敷地図

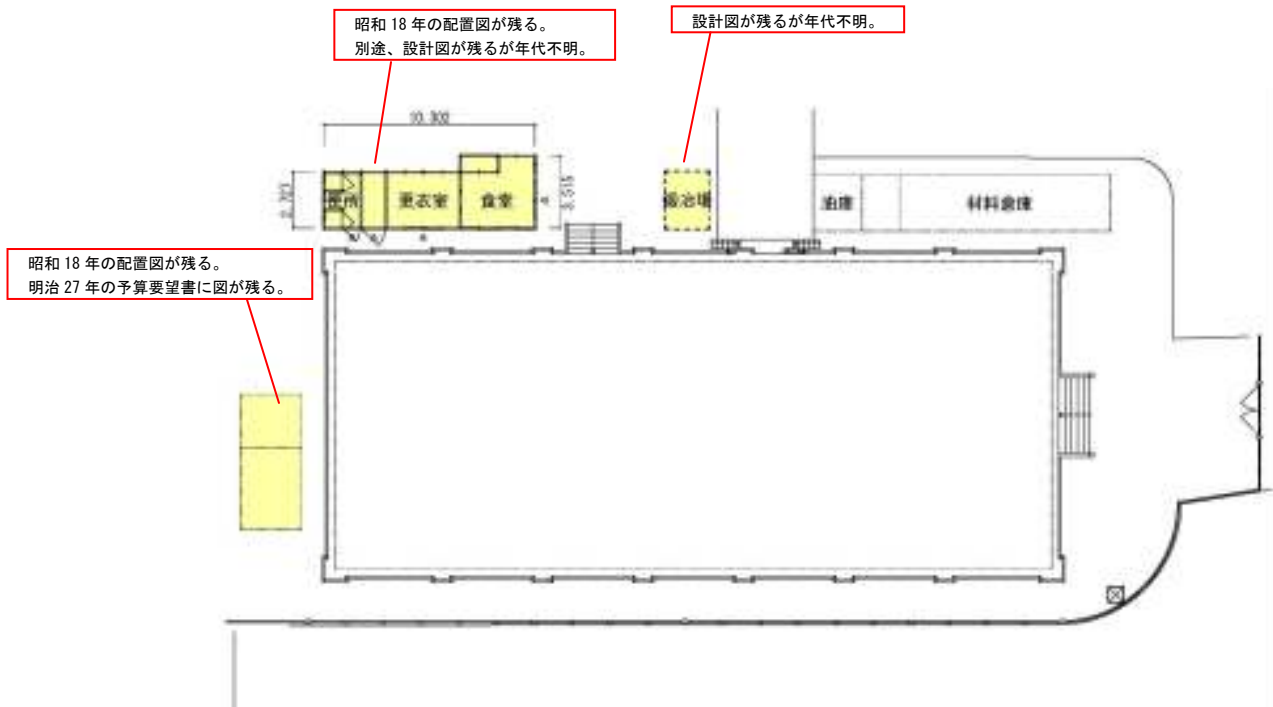


図 3-8 戦前の敷地図

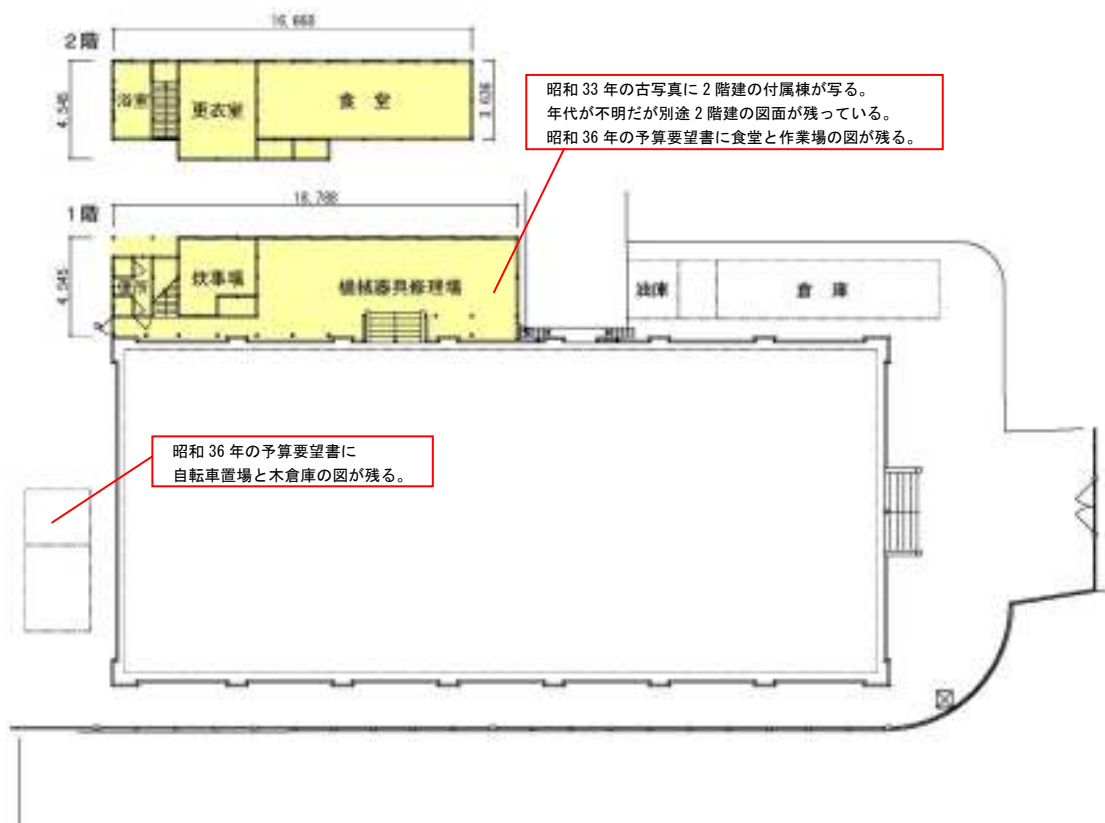


図 3-9 昭和30年初めの敷地図

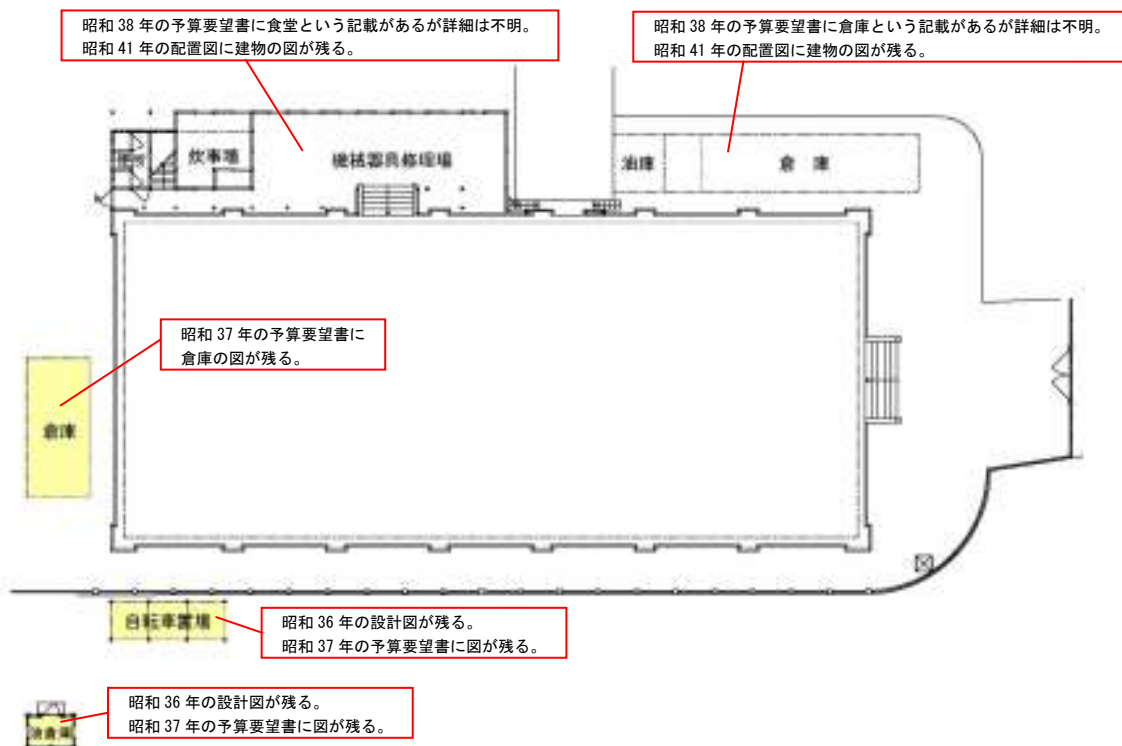


図 3-10 昭和30年後半から40年初めの敷地図

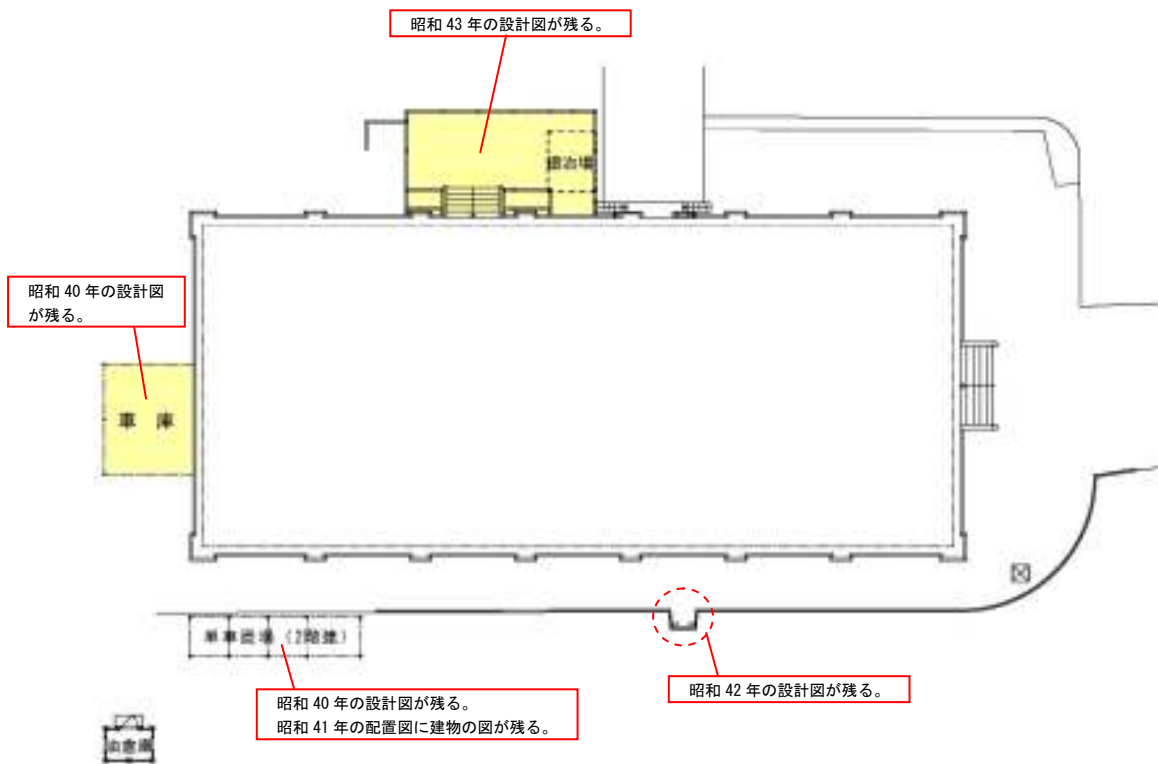


図 3-11 送電停止前の敷地図

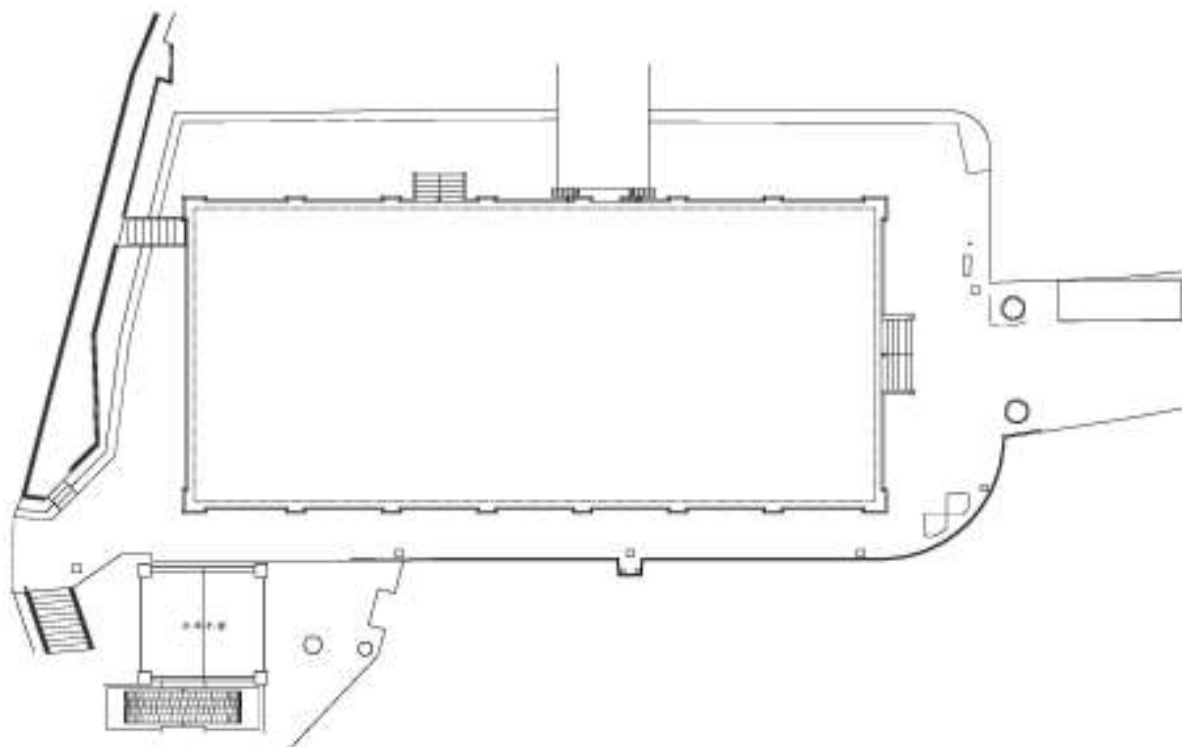


図 3-12 現状の敷地図

2. 保護の方針

(1) 保存管理の基本方針

旧端出場水力発電所は、明治 45 年(1912)に当時として東洋一の落差を有した最新式の水力発電所として稼働し、大正 12 年(1923)には発電機を増設して四阪島に海底ケーブルで電力を供給している。その後、発電施設から変電施設へと用途を変えつつも、送電を停止した昭和 52 年(1977)までの 65 年の間、別子銅山を中心とする様々な産業に電力を供給してきた。このことは、当時最先端の水力発電所であるという単体の歴史的価値だけではなく、現在なお続く別子銅山に関連した企業をつなぐ広大な電力システム網において、電力需要が高まり始めた時期から銅山閉山までの長い期間、その要所を担ってきたという役割が、この施設の産業遺産としての価値を更に高めている。

また、現存する機械においても、明治 45 年当初からの発電機とともに大正 12 年、昭和 5 年(1930)製の周波数変換機も保存されており、機械自体の歴史的価値に加えて、電力の普及とともに主力の周波数が変化し、需要に合わせて施設の機能が変化した様を遺している。

これらのことから、人力から蒸気、電力へと主力となるエネルギーが変遷していく中で、発電及び変電施設として電力システムにおいて重要な役割を担い続けたという歴史を評価し、求められた役割に従って建物が変遷した過程を保存していく必要がある。そのため、保護の方針として次のとおり定めた。

【保護の方針】

旧端出場水力発電所の当初の姿と共に変遷した過程を保存する。

保存年代の設定：昭和 52 年（送電停止時）

建物内には、発電機や変換機、クレーンなど発電所及び変電施設の機械が多く残っている。これら機械の保護の方針は、原則、クレーンを除く機械については、現位置で静態保存して展示を行うこととする。天井クレーンは、メンテナンスが行われていないため、重量物は吊ることはできない。また、公開に向け、安全性確保の必要性から耐震補強等によって稼働が妨げられる場合には、限られた範囲の中でも動かせるようにする。

(2) 部分・部位の設定

ア. 〈部分〉の設定

〈部分〉とは、文化財建造物の屋根・外装（各面）・各部屋を単位とする区分を指す。

1) 保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分。

イ. 〈部位〉の設定

〈部位〉とは、室内の壁面・床面・天井面・建具などを単位として設定される区分を指す。〈部位〉の設定と方針を次のように区分する。

基準1：材料自体の保存を行う部位

ただし、安全上の問題で保存ができない場合は、撤去・移設ができる。

基準2：定期的に更新を行う部位で、材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う。

ただし、当初から現状までの姿に変更を行うこともできる部位

基準3：文化財としての意匠に配慮しながら特に安全性の確保が必要となる部位

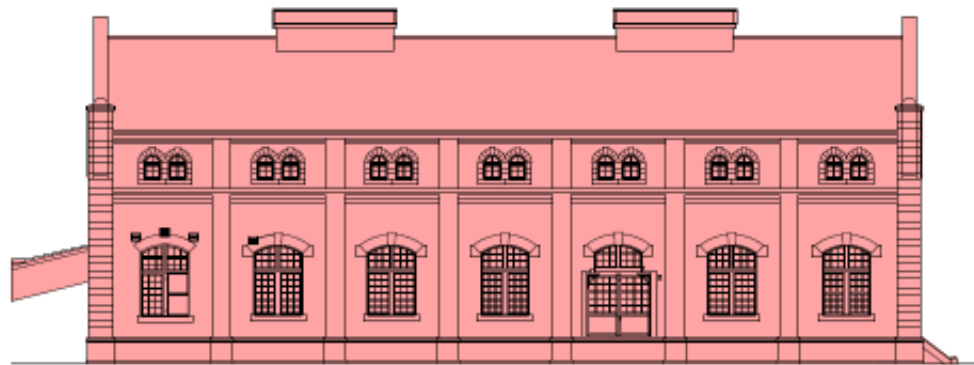
基準4：活用に応じた整備が望ましい部位

基準5：撤去・移設（整備）が望ましい部位

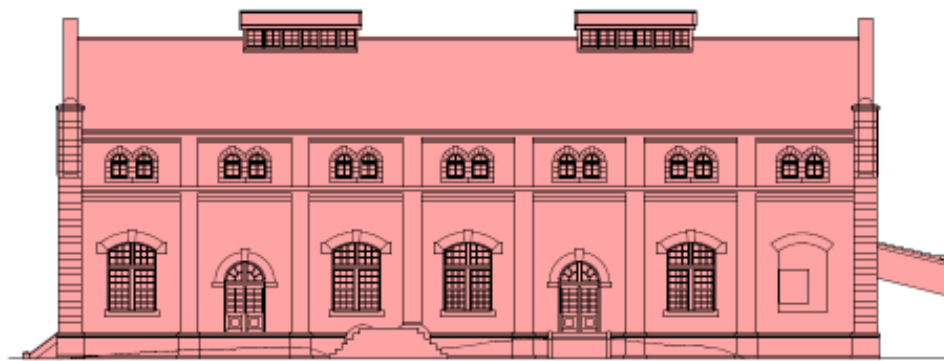
なお、基準1～4は、原則、保存とし、やむなく撤去する場合は図面や写真を撮って記録を残すこととする。

(3) 部分設定図

保護の方針に従い、本建物の部分設定図を示す。また、建物の躯体は、保存部分とする。



北立面図



南立面図



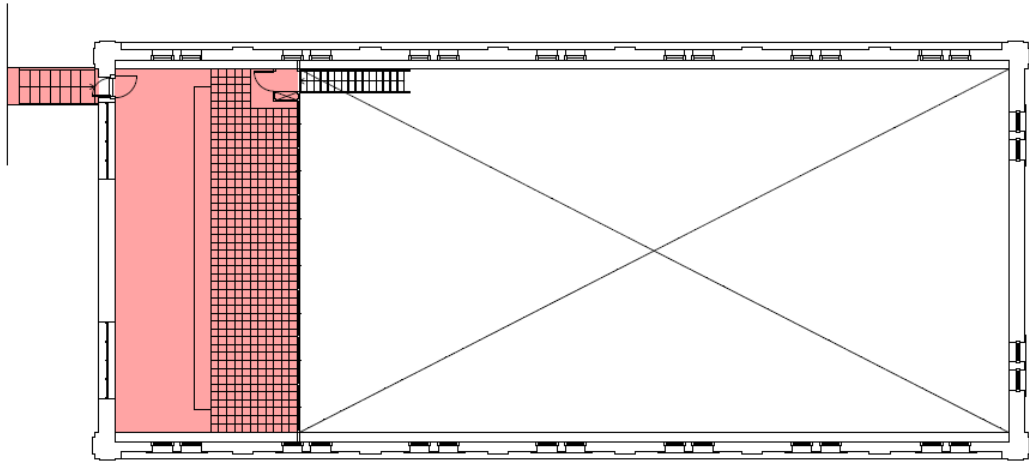
西立面図



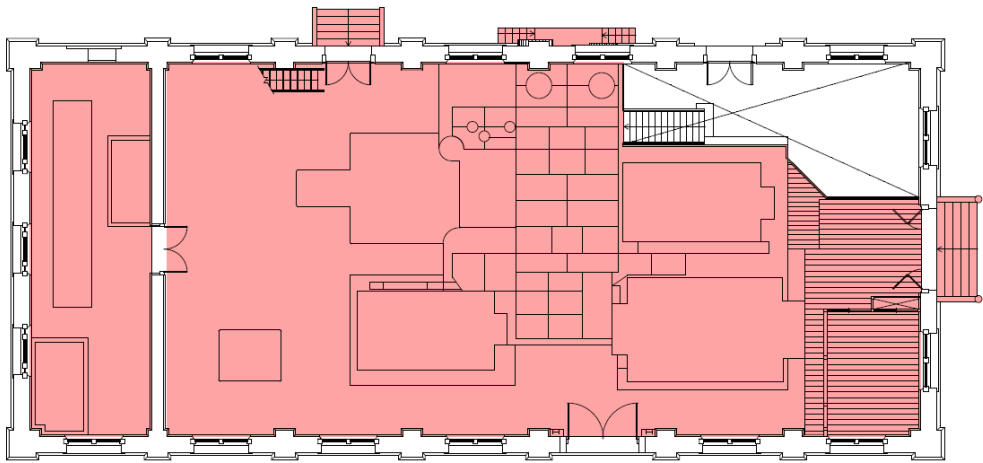
東立面図

図 3-13 部分設定立面図

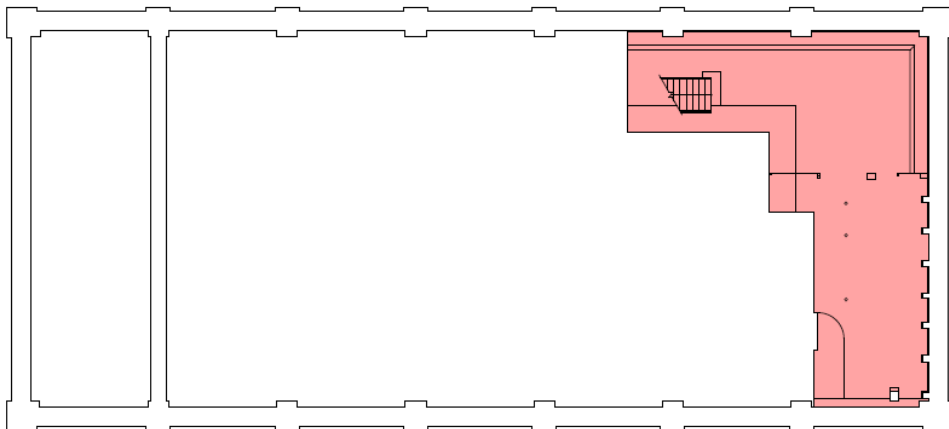
保存部分



2 階平面図



1 階平面図



地階平面図

保存部分

図 3-14 部分設定平面図

3. 建物の保存に係る部位の設定（写真資料）

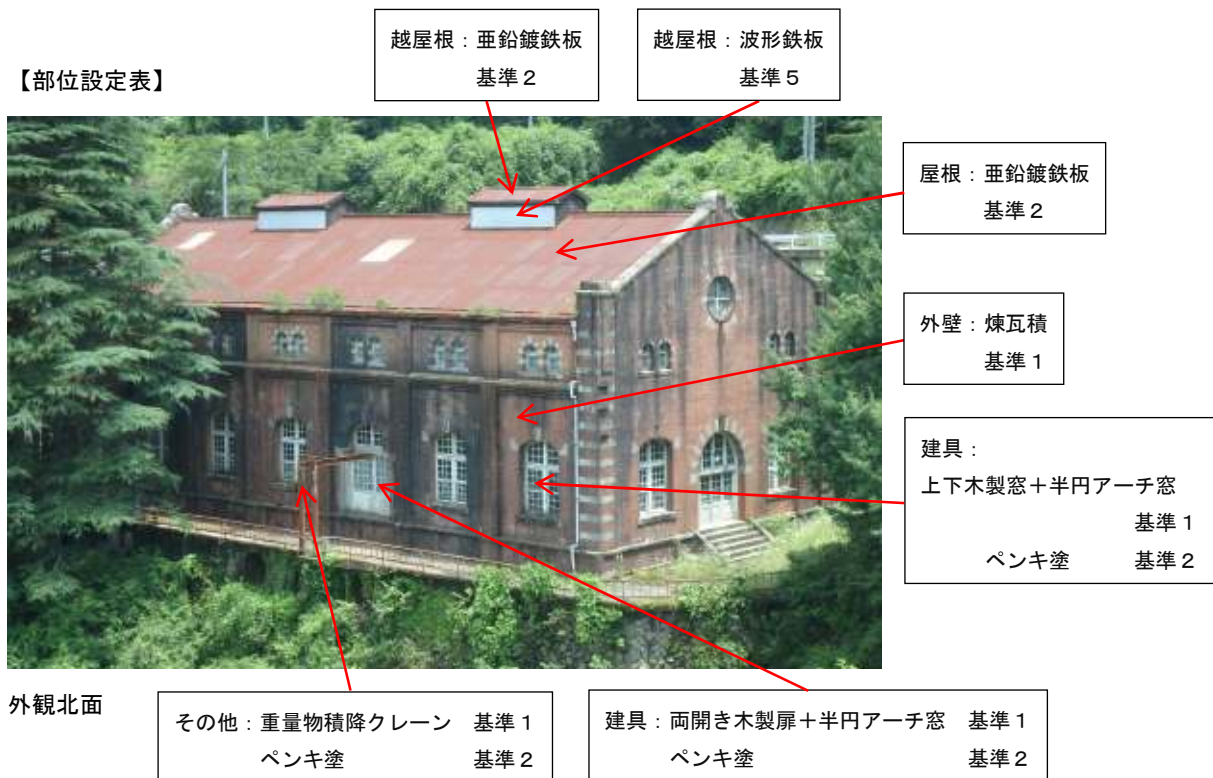
保護の方針に従い、外観と各室の部位の設定を下記に記す。

(1) 外観

【部位設定表】

部 位	仕 様	備 考
外壁	基準 1 煉瓦積、石積、コールタール塗、窓台	
柱	基準 1 煉瓦積、石積、柱頭飾り	
屋根	基準 2 亜鉛鍍鉄板	
	基準 3 樹脂製波形板	
越屋根	基準 2 亜鉛鍍鉄板	
	基準 5 波形鉄板	
建具	基準 1 両開き木製扉＋半円アーチ窓、上下木製窓＋半円アーチ窓、回転木製窓、2連木製アーチ窓、はめ殺し木製丸窓、上下木製窓	
	基準 2 ペンキ塗	
照明	基準 1 ブラケット、蛍光灯	
その他	基準 1 重量物積載クレーン、石階段、送電設備跡	
	基準 2 軒樋、ペンキ塗	
	基準 3 縦樋、2階階段	

【部位設定表】



外観北面

越屋根：亜鉛鍍鉄板
基準 2

建具：回転木製窓 基準 1
ペンキ塗 基準 2



屋根：樹脂製波形板
基準 3

その他：軒樋
基準 2

外壁：柱頭飾り
基準 1

建具：2連木製アーチ窓
基準 1
ペンキ塗 基準 2

外観南西面

その他：石階段
基準 1

柱：煉瓦積、石積
基準 1



2階階段（基準 3）

建具：はめ殺し木製丸窓
基準 1
ペンキ塗 基準 2

その他：送電設備跡
基準 1



外壁：コールタール塗
基準 1

建具：回転木製窓 基準 1
ペンキ塗 基準 2

建具：上下木製窓
基準 1
ペンキ塗 基準 2

外壁：窓台
基準 1

外観東面

(2) 内部

ア. タービン室

【部位設定表】

部 位	仕 様	備 考	
床	基準 1	板張、縞鋼板張、機械基礎	
	基準 2	ペンキ塗	
壁	基準 1	東面漆喰塗、東面腰壁モルタル、東面ペンキ塗、手摺、見切縁	東壁面は、当初階段の痕跡があるので漆喰塗、モルタル、ペンキ塗は基準 1 とする
	基準 2	漆喰塗、腰壁モルタル、ペンキ塗	
小屋組	基準 1	鉄骨トラス、野地板、母屋	
	基準 2	ペンキ塗	
建具	基準 1	両開き木製扉＋折戸＋半円アーチ窓、上下木製窓＋半円アーチ窓、2 連木製アーチ窓、はめ殺し木製丸窓、両開き木製扉＋アーチ窓、両開き扉	
	基準 2	ペンキ塗	
照明	基準 1	ペンダント	
機械	基準 1	第二水車発電機、周波数変換機、制御盤、回転変流機、クレーン、焼き付け塗装	
	基準 2	ペンキ塗	
その他	基準 1	鉄骨階段、手摺、送電設備跡、碍子、道具置き板	
	基準 2	ペンキ塗	

【部位設定表】

その他：送電設備跡
基準 1



建具：2 連木製アーチ窓
基準 1
ペンキ塗 基準 2

壁：漆喰塗 基準 2
ペンキ塗 基準 2

壁：腰壁モルタル 基準 2
ペンキ塗 基準 2

機械：周波数変換機 基準 1
ペンキ塗 基準 2

タービン室 北西面

建具：上下木製窓＋半円アーチ窓
 基準 1
 ペンキ塗 基準 2



壁：漆喰塗 基準 2
 ペンキ塗 基準 2

建具：両開き木製扉＋折戸
 ＋半円アーチ窓 基準 1
 ペンキ塗 基準 2

その他：手摺
 基準 1

タービン室 正面入口周り（西面）

床：板張り 基準 1

建具：2連木製アーチ窓
 基準 1
 ペンキ塗 基準 2



壁：漆喰塗 基準 2
 ペンキ塗 基準 2

機械：クレーン 基準 1
 ペンキ塗 基準 2

壁：腰壁モルタル 基準 2
 ペンキ塗 基準 2

タービン室 北面西側部分

建具：両開き木製扉＋アーチ窓 基準 1
 ペンキ塗 基準 2



壁：手摺 基準1
ペンキ塗 基準2

壁：見切縁 基準1
ペンキ塗 基準2

壁：漆喰塗 基準2
ペンキ塗 基準2

建具：
上下木製窓+半円アーチ窓 基準1
ペンキ塗 基準2

壁：腰壁モルタル 基準2
ペンキ塗 基準2

タービン室 南面



機械：制御盤 基準1
ペンキ塗 基準2

機械：回転変流機 基準1
ペンキ塗 基準2

床：機械基礎 基準1
ペンキ塗 基準2

回転変流機・制御盤



壁：漆喰塗 基準1
ペンキ塗 基準2

壁：腰壁モルタル 基準1
ペンキ塗 基準1

その他：鉄骨階段 基準1
ペンキ塗 基準2

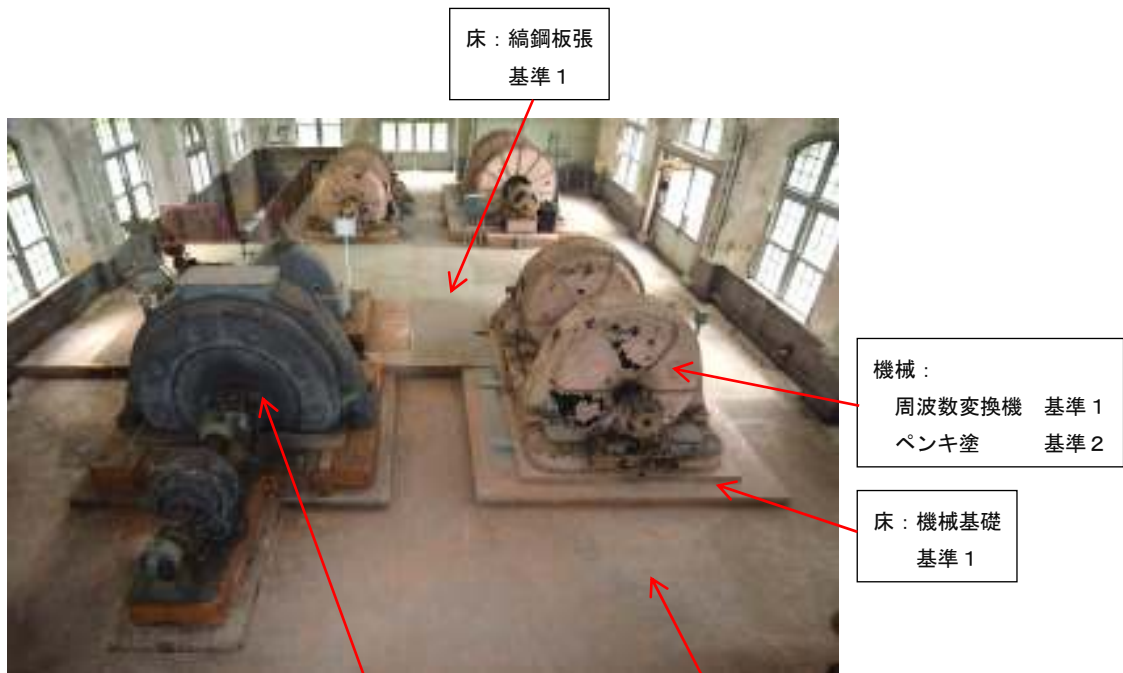
タービン室 東面

建具：両開き木製扉 基準1
ペンキ塗 基準2

機械：制御盤 基準1
ペンキ塗 基準2



タービン室 天井



タービン室 床

機械：第二水車発電機 基準1
焼き付け塗装 基準1

床：モルタルペンキ塗 基準1

イ. 高圧室

【部位設定表】

部 位		仕 様	備 考
床	基準 1	モルタル、縞鋼板、ケーブルダクト	
	基準 2		
壁	基準 1	幅木、見切縁	
	基準 2	漆喰塗、腰壁モルタル、ペンキ塗	
天井	基準 1	2 階床スラブ	
	基準 2	ペンキ塗	
建具	基準 1	両開き木製扉、上下木製窓＋半円アーチ窓、上下木製窓＋はめ殺し窓	
	基準 2	ペンキ塗	
照明	基準 4	蛍光灯	
機械	基準 1	回轉變流機用変圧器	
	基準 2	ペンキ塗	
その他	基準 1	ケーブルラック、換気扇、碍子、道具置き板	
	基準 2	ペンキ塗	





天井：H形鋼 基準1
ペンキ塗 基準2

その他：ケーブルラック
基準1

壁：漆喰塗 基準2
ペンキ塗 基準2

建具：
上下木製窓+半円アーチ窓 基準1
ペンキ塗 基準2

高圧室 北西面



その他：碍子
基準1

その他：換気扇
基準1

その他：道具置き板
基準1

高圧室 南面



その他：ケーブルラック
基準1

壁：漆喰塗 基準2
ペンキ塗 基準2

建具：両開き木製扉 基準1
ペンキ塗 基準2

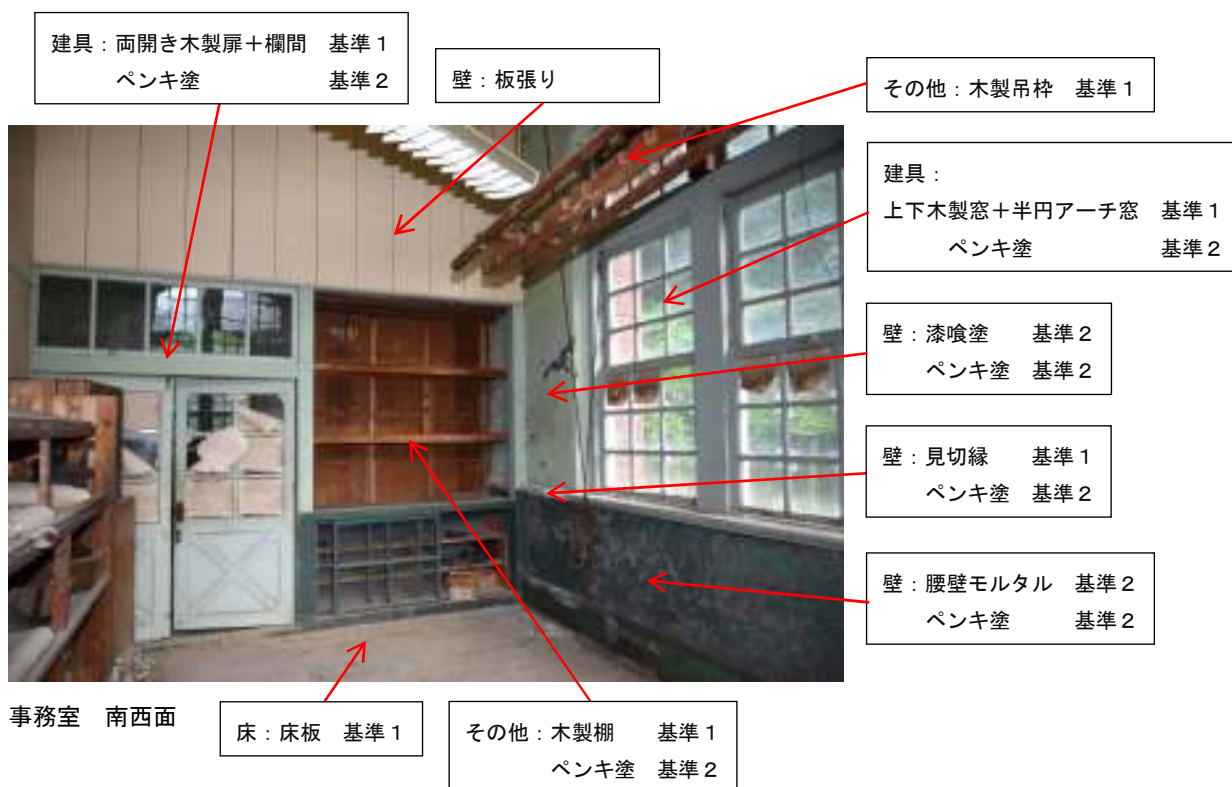
機械：回転変流機用変圧器 基準1
ペンキ塗 基準2

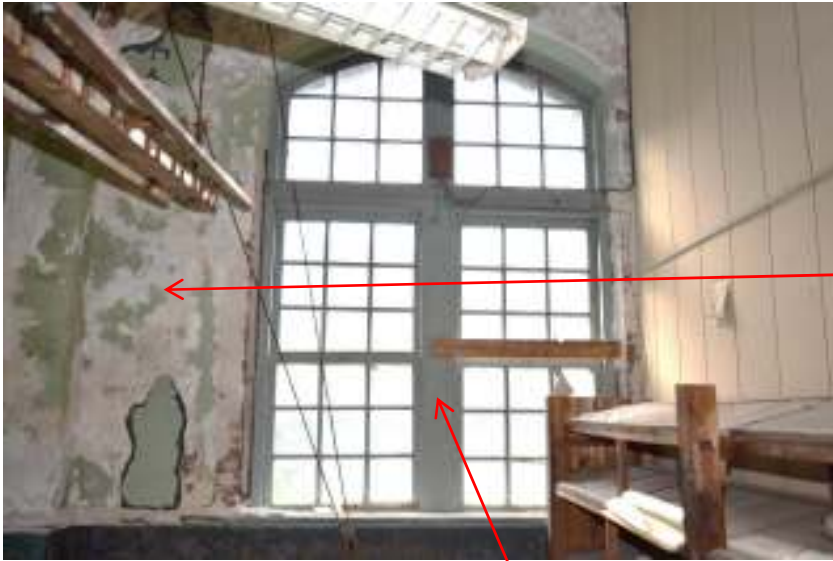
高圧室 西面

ウ. 事務室

【部位設定表】

部 位		仕 様	備 考
床	基準 1	床板	
壁	基準 1	幅木、見切縁	
	基準 2	漆喰塗、腰壁モルタル、板張り、ペンキ塗	
天井	基準 1	廻縁	
	基準 2	有孔板張り	
建具	基準 1	両開き木製扉＋欄間付、上下木製窓＋半円アーチ窓	
	基準 2	ペンキ塗	
照明	基準 4	蛍光灯	
機械	基準一	—	
その他	基準 1	木製棚、木製吊枠	
	基準 2	木製棚、ペンキ塗	





壁：漆喰塗 基準2
ペンキ塗 基準2

事務室 北面

建具：
上下木製窓＋半円アーチ窓 基準1
ペンキ塗 基準2

天井：有孔板張り



天井：廻縁 基準1
ペンキ塗 基準2

照明：蛍光灯
基準4

壁：板張

その他：木製

事務室 東面

エ. 配電盤室

【部位設定表】

部 位		仕 様	備 考
床	基準 1	モルタル	
	基準 2	ペンキ塗	
	基準 5	ビニル床タイル	
壁	基準 1	腰壁板張、幅木、見切縁	
	基準 2	漆喰塗、ペンキ塗	
天井	基準 3	板張り、廻縁、明かり取り	
建具	基準 1	片開き木製扉+網戸、引違い木製窓+欄間、回転木製窓+半円アーチ窓、回転窓、換気口	
	基準 2	ペンキ塗	
照明	基準 4	蛍光灯	
機械	基準 1	制御盤（大理石）、制御盤	
	基準 2	分電盤	
その他	基準 1	消防用ホース収納棚、タラップ	
	基準 2	ペンキ塗	

建具：
 回転木製窓+半円アーチ窓 基準 1
 ペンキ塗 基準 2



壁：漆喰塗 基準 2
 ペンキ塗 基準 2

建具：換気口 基準 1
 ペンキ塗 基準 2

配電盤室 北面

機械：制御盤（大理石） 基準 1
 ペンキ塗 基準 2

機械：制御盤 基準 1
 ペンキ塗 基準 2



配電盤室 西面

床：ビニル床タイル 基準5

床：モルタル 基準1

照明：蛍光灯 基準4

建具：
引違い木製窓+欄間 基準1
ペンキ塗 基準2

壁：腰壁板張 基準1
ペンキ塗 基準2



配電盤室 南面

建具：
回転木製窓+半円アーチ窓 基準1
ペンキ塗 基準2

壁：漆喰塗 基準2
ペンキ塗 基準2

その他：消防用ホース収納棚 基準1
ペンキ塗 基準2



配電盤室 東面

天井：板張り 基準3

建具：回転木製窓 基準1
ペンキ塗 基準2

その他：分電盤 基準2

壁：漆喰塗 基準2
ペンキ塗 基準2

機械：制御盤 基準1
ペンキ塗 基準2

オ. 旧特別高圧室

【部位設定表】

部 位		仕 様	備 考
床	基準 1	モルタル	
	基準 2	ペンキ塗	
壁	基準 1	コンクリート打放し、板張、石積み、煉瓦壁	
	基準 2	漆喰塗、腰壁モルタル、ペンキ塗	
天井	基準 1	根太天井	
建具	基準 1	両開き木製扉+アーチ半円窓、上下木製窓+アーチ半円窓、格子	
	基準 2	ペンキ塗	
照明	基準 4	電球	
機械	基準-	-	
その他	基準 1	木製階段、木製棚、空気孔、鉄柱	
	基準 2	ペンキ塗	

壁：板張 基準 1
ペンキ塗 基準 2



その他：木製階段 基準 1
ペンキ塗 基準 2

壁：
コンクリート打放し 基準 1
ペンキ塗 基準 2

床：モルタル 基準 1
ペンキ塗 基準 2

旧特別高圧室南部分 北東面

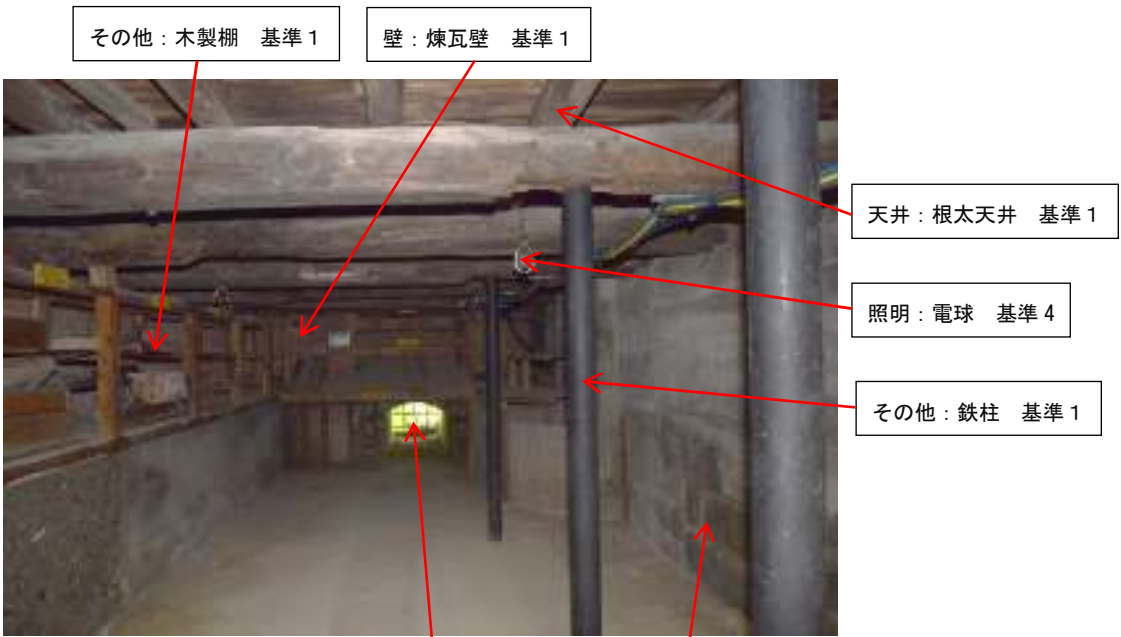


壁：漆喰塗 基準 2
ペンキ塗 基準 2

建具：両開き木製扉+半円アーチ窓 基準 1
ペンキ塗 基準 2

壁：腰壁モルタル 基準 2
ペンキ塗 基準 2

旧特別高圧室南部分 南面



その他：木製棚 基準 1

壁：煉瓦壁 基準 1

天井：根太天井 基準 1

照明：電球 基準 4

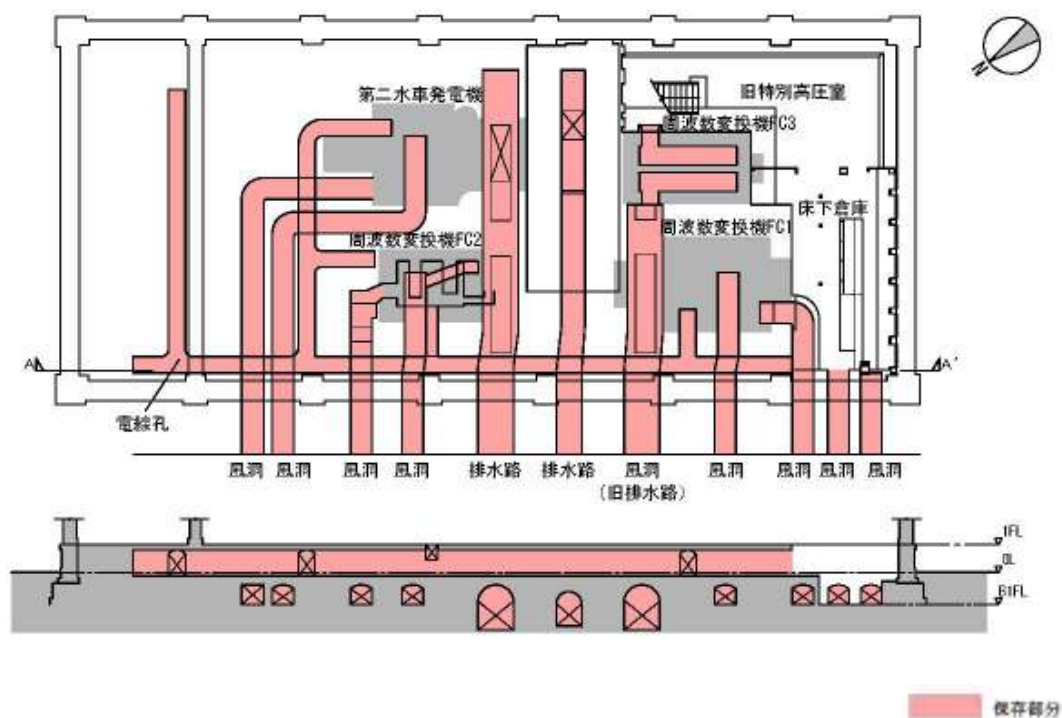
その他：鉄柱 基準 1

旧特別高圧室北部分 北面

建具：格子 基準 1

壁：石積み 基準 1

カ. 排水路、風洞、電線孔



部分設定図

【部位設定表】

部 位		仕 様		備 考
排水路	床	基準 1	モルタル塗、鉄板	
	壁	基準 1	モルタル塗、鉄板、煉瓦積	
		基準 2	防水塗装	
	天井	基準 1	モルタル塗	
		基準 2	防水塗装	
その他	基準 1	ペルトン水車、排水口、配水管、板張、鉄骨、鉄柱		
風洞	床	基準 1	モルタル塗	
	壁	基準 1	モルタル塗	
		基準 4	コンクリート壁	
	天井	基準 1	モルタル塗	
その他	基準 1	格子、板張、ボルト		
電線孔	床	基準 1	モルタル塗	
	壁	基準 1	モルタル塗	
	天井	基準 1	モルタル塗	
	その他	基準 4	配線	

【排水路】



その他：配水管 基準 1

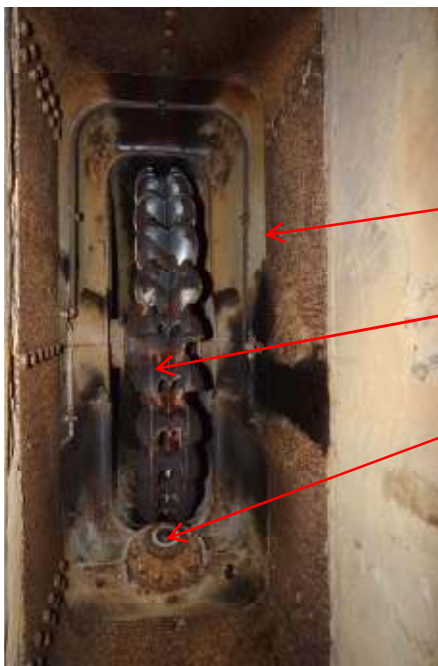
壁：モルタル塗 基準 1
防水塗装 基準 2

壁：鉄板 基準 1

北側排水路 中央から外を見る

床：モルタル塗 基準 1

床：鉄板 基準 1



壁：鉄板 基準 1

その他：ペルトン水車 基準 1

その他：排水口基準 1

その他：板張 基準 1

北側排水路 第二水車発電機部分

その他：鉄骨 基準 1



北側排水路 FC2 下（旧第一水車発電機部分）



天井：モルタル塗 基準 1

壁：モルタル塗 基準 1

床：モルタル塗 基準 1

その他：配水管 基準 1

南側排水路 中央から外を見る



壁：煉瓦積 基準 1

壁：鉄板 基準 1

床：鉄板 基準 1

南側排水路 中央から奥を見る



天井：モルタル塗 基準 1
防水塗装 基準 2

その他：板張 基準 1

壁：モルタル塗 基準 1
防水塗装 基準 2

その他：鉄柱 基準 1

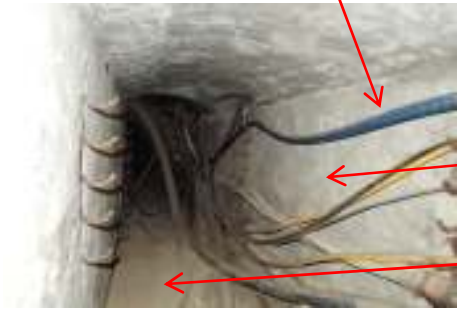
FC1,2 風洞（旧第三水車発電機排水路）
第三水車発電機部分



FC1,2 風洞（旧第三水車発電機排水路）排水口

【風洞・電線孔】

その他：配線 基準 4



電線孔 北側部分

天井：モルタル塗
基準 1

壁：モルタル塗
基準 1

床：モルタル塗
基準 1



FC2 の北側風洞中央から外を見る



FC2 の南側風洞 中央から外を見る

天井：モルタル塗
基準 1

壁：モルタル塗
基準 1

床：モルタル塗
基準 1



FC2 の南側風洞 中央から奥を見る



FC1 の南側風洞 外から奥を見る

天井：モルタル塗
基準 1

壁：モルタル塗
基準 1

床：モルタル塗
基準 1



FC1 旧南側風洞 中央から外を見る



床下倉庫風洞 室内から外を見る

天井：モルタル塗
基準 1

その他：格子
基準 1

壁：モルタル塗
基準 1



第二水車発電機部分の風洞

壁：コンクリート壁 基準 4

4. 管理計画

(1) 管理体制・方法

管理は、別子銅山文化遺産課が非常駐で行っている。今後も別子銅山文化遺産課が引き続き管理を行う。現状では、現在常駐管理者が不在であるため、市が直接管理し、適宜対応している。本建物公開時までには、マイントピア別子との連携、活用に向けた管理体制と方法を決めて実施していく。公開時に必要な管理項目を以下に記載する。

ア. 保存環境の管理

建物の保存環境を良好に維持するために必要な以下の事項について、具体的な管理の方法を決める。

- ・清掃、整頓に関する事項
- ・日照、通風の確保に関する事項
- ・蟻害、虫害、腐朽防止に関する事項
- ・風水雪害に関する事項

イ. 建造物の維持管理

修理届けを要しない小規模な修繕などの管理のための行為の内容について記載する。また、日常的な維持管理としては、雨漏りや部材の破損状況などの観察を行う。

- ・外構及び床下
- ・外壁及び内壁
- ・床
- ・屋根及び雨樋
- ・建具
- ・金具
- ・機械類

5. 修理計画

本建物は、保存活用計画策定後に耐震改修工事を実施する予定となっている。現時点で想定される工事内容を下記に記載する。

(1) 外部

ア. 屋根

- ・鉄板葺きの全面葺き替え
- ・明かり取り樹脂製波形板の葺き替え
- ・雨樋の修理

イ. 越屋根

- ・鉄板葺き替え
- ・樋補修
- ・木部補修

- ・ 建具補修
- ウ. 外壁
 - ・ 煉瓦積み表面の洗浄
 - ・ 妻壁頂部石の洗浄、継ぎ目部分のコーキング充填
- エ. その他
 - ・ 西側石階段の洗浄
 - ・ 北側クレーンのペンキ塗り直し
- (2) 内部
 - ア. タービン室
 - ・ 床縞鋼板の洗浄
 - ・ 床板の洗浄、破損部分の補修
 - ・ 壁の漆喰塗り直し（一部保存）
 - ・ 小屋組トラスの塗装の塗り直し
 - ・ 木製扉の建付調整、金物新調、ガラス補修、塗装塗り直し、欠損部の補修
 - ・ 木製窓の建付調整、金物新調、ガラス補修、塗装塗り直し、欠損部の補修
 - ・ 鉄骨階段の破損部分の補修、清掃、ペンキ塗り替え
 - ・ 発電機の清掃
 - ・ 周波数変換機のペンキ塗り替え
 - ・ 回転変流機の清掃
 - ・ 制御盤の清掃
 - イ. 高圧室
 - ・ 床清掃、破損部分の補修
 - ・ 壁の漆喰塗り直し（一部保存）
 - ・ 天井鋼板のペンキ塗り直し
 - ・ 木製扉の建付調整、金物新調、ガラス補修、塗装塗り直し、欠損部の補修
 - ・ 木製窓の建付調整、金物新調、ガラス補修、塗装塗り直し、欠損部の補修
 - ・ 既存照明の修理
 - ウ. 事務所
 - ・ 床板の補修
 - ・ 壁漆喰塗り直し（一部保存）
 - ・ 壁、天井の有孔板更新
 - ・ 木製扉の建付調整、金物新調、ガラス補修、塗装塗り直し、欠損部の補修
 - ・ 木製窓の建付調整、金物新調、ガラス補修、塗装塗り直し、欠損部の補修
 - ・ 既存照明の修理
 - ・ 木棚の補修
 - エ. 2階配電室

- ・床の塩ビタイル更新（アスベストの可能性有り）
- ・壁の漆喰塗り直し
- ・天井仕上げの更新
- ・木製扉の建付調整、金物新調、塗装塗り直し、欠損部の補修
- ・木製窓の建付調整、金物新調、ガラス補修、塗装塗り直し、欠損部の補修
- ・既存照明の修理
- ・制御盤（大理石）のペンキ除去
- ・制御盤の清掃

オ. 旧地下特別高压室

- ・床の清掃
- ・壁石積みの清掃
- ・壁漆喰塗り直し
- ・木階段の清掃
- ・木製扉の建付調整、金物新調、塗装塗り直し、欠損部の補修
- ・木製窓の建付調整、金物新調、ガラス補修、塗装塗り直し、欠損部の補修

(3) 回轉變流機用変圧器の取扱いについて

回轉變流機用変圧器は、保護の方針で静態保存として展示することとなっている。現在は、内部 PCB の廃棄物処分を実施するまでの仮置きとなっており、洗浄して展示を行うことを検討してきた。しかしながら、環境省から「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成 25 年 6 月）に準拠して、取り扱う必要があり費用対効果を考慮し判断する必要が出てきたため、処分することも考える必要がある。

6. 修理の方針

保護の方針に基づき、各部位の修理方針を以下に定める。なお、実施設計の際には、調査を行い、各方針について検討を行うこととする。

また、工事において各部材の撤去や取り替えを行う場合は、一部保管を行うこと。

(1) 外観

部位	仕様	修理方針
基礎	煉瓦積	原則、現状を保存する。
外壁、柱	煉瓦積	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄と撥水処理を行う。
	石積、柱頭飾り、 コールタール塗、 窓台	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄と撥水処理を行う。
屋根	亜鉛鍍鉄板	葺き替えを行う。葺き替えは、極力、現状と同等の鉄板を使用する。
	樹脂製波形板	葺き替えを行う。取り替えは、耐久性のあるものを使用する。
越屋根	亜鉛鍍鉄板（屋根部分）	傷みが激しいものは、葺き替えを行う。葺き替えは、極力、現状と同等の鉄板を使用する。
	亜鉛鍍鉄板（側面）	破損が激しいものは、葺き替えを行う。原則、現状と同等のものを使用する。
	波形鉄板	撤去を行い、当初の建具を表す。ただし、建具は、ガラス飛散防止のものを使用する。
建具	木製建具	調整や金物補修を行い、現状のものを使用する。塗装は、必要に応じて塗り替えを行う。
照明	ブラケット	原則、現状を保存とするが、点灯確認を行って故障しているようなら修理、又は取り替えを検討する。
その他	石階段	原則、現状を保存する。汚れの激しいものは、洗浄を行う。
	重量物積載クレーン	原則、現状を保存とする。クレーンは錆が激しいので、錆落としを行って錆止め塗装を施す。
	送電設備跡	原則、現状を保存する。
	軒樋	傷みが激しいため、取り替えを行う。極力、現状と同等のものとするが、雨仕舞いを考慮して仕様を変更することは可能。
	竪樋	取り替えを行う。取り替えに際しては、意匠に配慮を行う。

(2) タービン室

部位	仕様	修理方針
床	板張	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄を行い、保護用塗料を塗る。
	縞鋼板	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄を行う。一部、見学用に強化ガラス張りにする。
	機械基礎	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄を行う。
東面壁	漆喰塗、腰壁モルタル塗、ペンキ塗	原則、現状を保存する。浮いているところは、対策を検討する。
その他壁	漆喰塗	塗り替えを行う。仕様は、現状と同等の材料を使い、ペンキ塗りは行わない。
	腰壁モルタル	原則、現状を保存する。傷みが激しいところは、塗り替えを検討する。塗装は、塗り直しを行う。
小屋裏	鉄骨トラス	原則、現状を保存する。錆落としを行い錆止め塗装を施す。
	野地板、母屋	原則、現状を保存する。破損している部材は、現状と同等の材料で

		取り替える。塗装は塗り直さないが、補足材は現状と同じ仕様で塗装を行う。
建具	木製建具	調整や金物補修を行い、現状のものを使用する。塗装は、必要に応じて塗り替えを行う。
照明	ペンダント	原則、現状を保存する。ただし、点灯確認をして故障しているようなら、そのまま据え置き、別途照明を検討する。なお、据え置く場合は、振れ止めなどを行って安全性を確保する。
機械	第二水車発電機、周波数変換機、制御盤、回転変流機、クレーン	原則、現状を保存する。洗浄を行い、必要に応じて塗り替えを検討する。
その他	鉄骨階段、手摺	原則、現状を保存する。ただし、安全上の検討を行い、必要に応じて修理等を検討する。
	送電設備跡	原則、現状を保存する。
	碍子、道具置き板	原則、現状を保存する。部材を傷めない清掃を行う。

(3) 高圧室

部位	仕様	修理方針
床	モルタル	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄を行う。
	縞鋼板	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄を行う。
	ケーブルダクト	原則、現状を保存する。ただし、見学者の安全のために蓋をして段差をなくす。
壁	漆喰塗	塗り替えを行う。仕様は、現状と同等の材料を使い、ペンキ塗りは行わない。
	腰壁モルタル	原則、現状を保存する。傷みが激しいところは、塗り替えを検討する。塗装は、塗り直しを行う。
	巾木、見切縁	原則、現状を保存する。破損箇所は、現状と同等の材料で補足する。
天井	2階床スラブ	原則、現状を保存する。破損箇所は、現状と同等の材料で補足する。
建具	木製建具	調整や金物補修を行い、現状のものを使用する。塗装は、必要に応じて塗り替えを行う。
照明	蛍光灯	活用に応じて変更を行う。
機械	回転変流機用変圧器	PCBを含むため処分についても検討する。
その他	ケーブルラック	原則、現状を保存する。ただし、安全上問題がある場合は、撤去や保管などを検討する。

(4) 事務室

部位	仕様	修理方針
床	床板	原則、現状を保存する。清掃を行い、保護用塗装を塗る。
壁	板張り	東面建具の復原整備を行うため、解体撤去とする。
	幅木、見切縁	原則、現状を保存する。清掃を行い、塗装塗り替えを行う。塗装は、現状と同じ仕様とする。また、欠失や破損しているところは、現状と同等の材料で補足を行う。
	漆喰塗	塗り替えを行う。仕様は、現状と同等の材料を使い、ペンキ塗りは行わない。
	腰壁モルタル	原則、現状を保存する。傷みが激しいところは、塗り替えを検討する。塗装は、塗り直しを行う。

天井	有孔板張り	原則、現状を保存する。破損等あれば同等の材料で補足を行う。
	廻縁	原則、現状を保存する。破損等あれば同等の材料で補足を行う。塗装は、必要に応じて塗り替えを行う。
建具	木製建具	調整や金物補修を行い、現状のものを使用する。塗装は、必要に応じて塗り替えを行う。
照明	蛍光灯	活用に応じて変更を行う。
その他	造り付け木製棚	原則、現状を保存する。調整や建具などを新調し使えるようにする。塗装は、現状と同色で塗り直す。
	木製棚	原則、現状を保存する。洗浄や調整を行い使えるようにする。また、保護用塗料を塗る。
	木製吊枠	原則、現状を保存する。落下防止処置など安全対策を行う。

(5) 配電盤室

部位	仕様	修理方針
床	モルタル	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄を行う。塗装の塗り直しは行わない。
	ビニル床タイル	アスベストが含まれているので撤去、取り替えを行う。また、撤去の際は、アスベスト処理の手続きを行う。
壁	腰壁板張、幅木	原則、現状を保存する。清掃を行う。また、破損等あれば同等の材料で補足を行う。
	漆喰塗	塗り替えを行う。塗り替えは、現状と同等の材料を使い、ペンキ塗りは行わない。
天井	板張り	解体撤去を行い、取り替える。取り替えは、現状と同等の材料で行う。
	廻縁	解体撤去を行い、取り替える。取り替えは、現状と同等の材料で行う。
	明かり取り	解体撤去を行い、取り替える。取り替えは、現状と同等の材料で行う。
建具	木製建具	調整や金物補修を行い、現状のものを使用する。塗装は、必要に応じて塗り替えを行う。落下防止処置などの安全対策を行う。
照明	蛍光灯	活用に応じて変更を行う。
その他	消防用ホース収納棚	原則、現状保存とする。清掃を行い、ホースも現状保存とする。
	タラップ	原則、現状保存とする。清掃を行い、塗装は、行わない。

(6) 旧特別高圧室

部位	仕様	修理方針
床	モルタル	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄を行う。
壁	コンクリート打放し	原則、現状を保存する。清掃を行う。
	板張	原則、現状を保存する。清掃を行い、塗装は行わない。
	石積み	原則、現状を保存する。清掃を行う。
	煉瓦壁	原則、現状を保存する。清掃を行う。
	漆喰塗	塗り替えを行う。仕様は、現状と同等の材料を使い、ペンキ塗りは行わない。
	腰壁モルタル	原則、現状を保存する。部材を傷めない洗浄を行う。
天井	根太天井	原則、手を加えない。破損等あれば同等の材料で修理を行う。

建具	木製建具	調整や金物補修を行い、現状のものを使用する。塗装は、必要に応じて塗り替えを行う。
照明	電球	活用に応じて変更を行う。
その他	木製階段	原則、現状を保存する。必要に応じて塗装を行う。
	木製棚	原則、現状を保存する。洗浄や調整を行い使えるようにする。また、保護用塗料を塗る。
	風洞	原則、現状を保存する。
	鉄柱	原則、現状を保存する。錆落としと錆止め塗装を実施する。

(7) 排水路

部位	仕様	修理方針
床	モルタル、鉄板	原則、現状を保存する。清掃を行う。
壁	モルタル、鉄板、煉瓦積、防水塗装	原則、現状を保存する。清掃を行う。
天井	モルタル、防水塗装	原則、現状を保存する。清掃を行う。
その他	ペルトン水車、排水口、配水管、板張、鉄骨、鉄柱	原則、現状を保存する。清掃を行う。

(8) 風洞

部位	仕様	修理方針
床	モルタル	原則、現状を保存する。清掃を行う。
壁	モルタル、コンクリート	原則、現状を保存する。清掃を行う。
天井	モルタル	原則、現状を保存する。清掃を行う。
その他	格子、板張、ボルト	原則、現状を保存する。清掃を行う。

(9) 電線孔

部位	仕様	修理方針
床	モルタル	原則、現状を保存する。清掃を行う。
壁	モルタル	原則、現状を保存する。清掃を行う。
天井	モルタル	原則、現状を保存する。清掃を行う。
その他	配線	活用に応じて撤去を行う。